

岩手県・熊本県・沖縄県の候補地選定資料

(各県ホームページより抜粋)

岩手県資料

背景

- 1 県内の管理型産業廃棄物最終処分場は、実質的に奥州市の「いわてクリーンセンター」のみ
- 2 東日本大震災津波による災害廃棄物等の受入れにより、同センターの埋立終了時期が発災前の予定より4年程早い平成33年頃となる見込み

次期最終処分場の必要性

- 1 産業廃棄物の適正処理の推進
- 2 県内経済産業の振興に寄与
- 3 災害廃棄物等、市町村では処理が困難な廃棄物の最後の受け皿

産業廃棄物最終処分場整備基本方針（平成25年3月策定）

- 1 候補地選定方法：外部有識者による委員会選定
- 2 候補地選定範囲：県内全域から選定
- 3 処分場の大きさ：1期分約66万㎡、2～3期分埋め立てできる規模
- 4 処理対象物：廃石膏ボード、燃え殻、ばいじん、汚泥等（いわてクリーンセンターと同じ）

公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会（平成25年6月設置）による選定

- 1 選定の方法
 - (1) 全県から調査対象地を選定し、段階的に絞り込み
 - (2) 選定過程を原則公開（各段階の結果を逐次公表）

2 選定経緯

- 1次選定（H25.9.26）
- (1) 立地回避区域（法規制・開発計画等）に該当しないこと
 - (2) 基本方針の埋立規模を確保できること

115か所

2次選定（H25.12.26）

客観的評価（希少動植物・活断層・水道水源・文教施設等）

39か所

3次選定（H26.5.13）

- (1) 客観的評価（アクセス上の障害事象・地域文化の保護）
- (2) 相対的評価（放流先河川までの距離・排出重心（宮古市区界）からの距離）

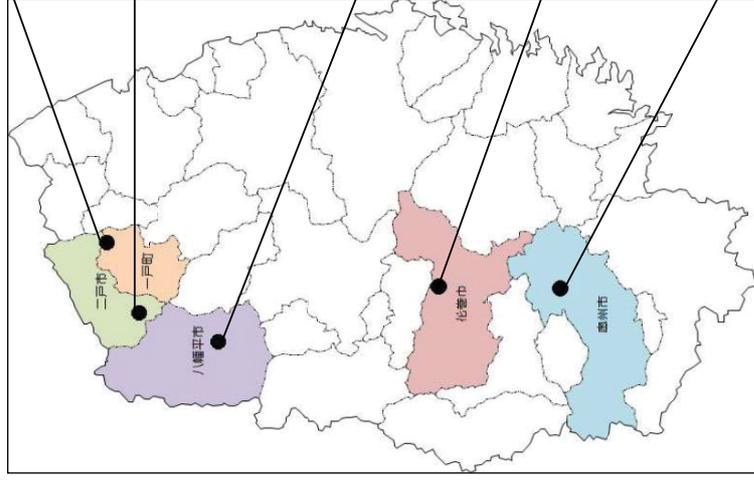
10か所

4次選定（H26.8.4）

- (1) 現地調査（地形・地質・景観等）
- (2) 相対評価（放流先河川での利水状況・交通影響・建設費等）
- (3) 総合評価（全評価項目・1市町から1か所以内）

5か所

整備候補地の概要



一戸町櫛山

- 八戸自動車道に近接する39haの平坦な土地
- 放流先は小井田川、漁業権・農業用水利用あり
- 排出重心までの距離は98km
- 取付道0.3km新設が必要

二戸市浄法寺町漆畑

- 毛無山北側の56haのなだらかな沢地
- 放流先は安比川、漁業権・農業用水利用あり
- 排出重心までの距離は91km
- 取付道1.2km新設が必要

八幡平市平館

- 葉師森東側の39haの平坦な土地
- 放流先は赤川、漁業権・農業用水利用なし
- 排出重心までの距離は61km
- 取付道0.5km新設が必要

花巻市大迫町亀ヶ森

- 赤梅山東側の30haのなだらかな沢地
- 放流先は稗貫川、漁業権・農業用水利用あり
- 排出重心までの距離は48km
- 取付道0.7km新設が必要

奥州市江刺区岩谷堂

- 岩谷堂地区東側の30haのなだらかな沢地
- 放流先は人首川、漁業権・農業用水利用あり
- 排出重心までの距離は84km
- 取付道0.3km新設が必要

選定委員会委員

氏名	所属	役職名	専門分野等
豊島正幸(委員長)	岩手県立大学	総合政策学部長(教授)	自然地理学、土地・水資源利用、水循環
堀田尚哉(副委員長)	岩手大学	農学部教授	環境影響評価、土木環境システム、農業環境工学
東淳樹	岩手大学	農学部講師	保全生物学、動物生態学
大河原正文	岩手大学	工学部准教授	地盤工学、土質力学
小笠原早知子	(一社)岩手県医師会	業務課長	排出実態と動向、排出業者の意向
笹尾俊明	岩手大学	人文社会科学部准教授	環境経済学、廃棄物経済分析
茅野恒秀	信州大学	人文学部准教授	社会学、環境影響評価、環境政策
千葉啓子	岩手県立大学	盛岡短期大学部教授	環境影響評価、水防
中道法子	(一社)岩手県産業廃棄物協会	副会長	廃棄物処理の実態と動向、処理業者の意向
山本博	(一社)岩手県建設業協会	専務理事	排出実態と動向、排出業者の意向

今後の進め方

県は関係市町に対して受入検討を要請するとともに、住民説明会等を開催し、意見・要望を把握しながら、平成26年度内の最終候補地決定を目指す。

公共関与型産業廃棄物最終処分場 整備候補地選定結果報告書

平成 26 年 8 月

公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会

はじめに

岩手県では、平成7年に公共関与型産業廃棄物処理施設である「いわてクリーンセンター」を整備して、産業廃棄物の適正処理を推進してきましたが、同センターの最終処分場は、東日本大震災による災害廃棄物の受入れなどにより、埋立終了時期が発災前に比べて4年程早まり、平成33年頃になる見込みとなりました。

当委員会は、次期産業廃棄物最終処分場の整備候補地を選定するために平成25年6月に設置され、全県から115か所の調査対象地を抽出した後、段階的に絞り込みを行い、第5回委員会で5か所の整備候補地を決定しました。

この間、委員会の審議過程を可能な限り県民に公開するなど、オープンな議論を行ってきました。

最終的に選定された5か所の整備候補地は、すべて最終処分場を建設しても、立地条件等の点で問題ない場所です。

公共関与による最終処分場は、県内で発生した産業廃棄物の適正処理の推進、県内の産業振興の支援、災害廃棄物等、市町村では処理が困難な廃棄物の最後の受け皿として、なくてはならない施設であります。

県においては、産業廃棄物最終処分場の必要性や選定経過を丁寧に説明して、地域住民の御理解を得ながら、速やかに最終候補地を絞り込んでいただきたいと思います。

公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会

委員長 豊島 正幸

目 次

第1章 候補地選定に係る背景及び方針等	1
第1節 岩手県内の産業廃棄物処理の現状	1
第2節 産業廃棄物最終処分場整備基本方針	2
第3節 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会	3
第4節 候補地選定の進め方	4
第2章 候補地の選定過程	6
第1節 調査対象地（1次）の抽出（115か所）	6
第2節 調査対象地（2次）の選定（39か所）	15
第3節 調査対象地（3次）の選定（10か所）	22
第4節 整備候補地（4次）の選定（5か所）	29
第3章 整備候補地の概要	34
第4章 資料編	40
資料1 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会設置要綱	40
資料2 産業廃棄物最終処分場整備基本方針（平成25年3月策定）の概要	42

第1章 候補地選定に係る背景及び方針等

第1節 岩手県内の産業廃棄物処理の現状

1 背景

岩手県は、産業廃棄物の適正処理のモデルとして、平成7年に公共関与型廃棄物処理施設である「いわてクリーンセンター」を現在の奥州市江刺区に完成させ、現在まで運用してきている。同センターは、全国初の廃棄物処理センターとして整備され、管理型産業廃棄物最終処分場としては実質的に県内唯一の施設となっている。

岩手県内ではその後も同センター第2期処分場やPFI事業による焼却処理施設「いわて第2クリーンセンター」（九戸村）が整備され、県内の産業廃棄物の適正処理に貢献している。

一方、東日本大震災で発生した災害廃棄物を受け入れたことなどにより、最終処分場の埋立終了時期が、発災前の予定よりも4年程早い平成33年頃になると見込まれている。

2 産業廃棄物の処理状況

平成22年度に県内で発生した産業廃棄物は184万5千tで、うち再生利用量が103万6千t、焼却処理による減量化量が74万2千tとなっている。発生量の3.6%にあたる6万7千tが最終処分されており、管理型最終処分場への埋立量の98%を占める4万1千tがいわてクリーンセンターで処分されている。

3 自県（圏）内処理の原則

本県では、県内で発生した産業廃棄物を県内若しくは適正に処理が行われていることを確認しやすい自県（圏）内（青森県、秋田県、岩手県）で処理することを原則とした「循環型地域社会の形成に関する条例」を制定している。埋立処分対象物については今後も極力自県内で処分していくことを目指しており、産業廃棄物の適正な処理体制を長期安定的に維持していくために、次期公共関与型産業廃棄物最終処分場（以下、「次期最終処分場」という）整備が急務となっている。

4 次期最終処分場候補地検討の進め方

上記の現状に鑑み、本県では県内の産業廃棄物の適正処理を推進していくため、次期最終処分場の建設を目指していく必要がある。

次期最終処分場候補地検討（以下、「本検討」という。）では、最終処分場の建設に相応しい各種立地条件を明らかにし、適正な手順で透明性を確保しながら、次期最終処分場の候補地を選定していくものである。

第2節 産業廃棄物最終処分場整備基本方針

県内の産業廃棄物の動向や次期最終処分場に求められる姿を明らかにするため、本県では平成24年度に「産業廃棄物最終処分場整備基本方針（以下、「基本方針」という。）」を定めている。

基本方針の中で、次期最終処分場に望まれる姿は以下のようになっている。

産業廃棄物最終処分場整備基本方針の骨子

- ◆**処理対象物** : 廃石膏ボード、燃え殻、ばいじん、汚泥等（いわてクリーンセンターと同様）
- ◆**埋立容量** : 約66万 m^3 （1期分として15年：年間量4万4千tと想定）
※災害や経済状況の変化には拡張で対応
※2～3期分を確保（130～200万 m^3 ・30～50ha）
- ◆**供用開始年度** : 平成33年度を想定
- ◆**付帯設備** : 当初は焼却施設等を建設しないが、将来のため用地は確保
- ◆**候補地選定方法** : 外部有識者による委員会において選定
- ◆**候補地選定範囲** : 県内全域

図1-2-1 基本方針の概要

表1-2-1 想定スケジュール（基本方針策定時）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
基本方針検討委員会	→									
基本方針策定	★									
市町村協議		→	→							
候補地調査		→								
事業方式・主体検討		→	→							
整備候補地選定委員会		→								
候補地決定(複数⇒1)		★	★							
住民説明・地元了解			→	→						
基本計画			→							
用地測量				→						
用地取得交渉				→	→					
環境影響評価				→	→	→				
実施設計					→					
建設工事							→	→	→	
供用開始										★

第3節 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会

1 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会

基本方針に則り、公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、本検討を進めた。

委員会の委員構成は次表のとおりである。

表 1-3-2 委員会委員一覧

(五十音順)

氏名	所属	役職名	専門分野等
豊島 正幸 (委員長)	岩手県立大学	総合政策学部長 (教授)	自然地理学、土地・水資源利用、水循環
颯田 尚哉 (副委員長)	岩手大学	農学部教授	環境動態解析、土木環境システム、農業環境工学
東 淳樹	岩手大学	農学部講師	保全生物学、動物生態学
大河原 正文	岩手大学	工学部准教授	地盤工学、土質力学
小笠原 早知子	(一社)岩手県医師会	業務課長	排出実態と動向、排出業者の意向
笹尾 俊明	岩手大学	人文社会科学部准教授	環境経済学、廃棄物経済分析
茅野 恒秀 ※	信州大学	人文学部准教授	社会学、環境影響評価・環境政策
千葉 啓子	岩手県立大学	盛岡短期大学部教授	環境影響評価、水防
中道 法子	(一社)岩手県産業廃棄物協会	副会長	廃棄物処理の実態と動向、処理業者の意向
山本 博	(一社)岩手県建設業協会	専務理事	排出実態と動向、排出業者の意向

※ 平成26年3月までは岩手県立大学総合政策学部准教授

2 委員会の開催日

- 第1回 : 平成25年 7月 19日
- 第2回 : 平成25年 9月 26日
- 第3回 : 平成25年 12月 26日
- 第4回 : 平成26年 5月 13日
- 第5回 : 平成26年 8月 4日

第4節 候補地選定の進め方

1 本検討の進め方

本検討は以下の考え方・手順で実施した。

(1) 調査対象地（1次）の抽出

法規制や具体の土地利用計画など、最終処分場建設を回避すべき事象がある区域を除外し、残った区域から必要な条件（面積、谷勾配、近隣住居からの距離等）を満たす箇所を調査対象地（1次）として客観的に抽出した。

これと並行して、市町村には整備適地と考えられる場所の推薦を依頼した。

(2) 調査対象地（2次）の選定

2次選定では、立地を回避することが望ましい区域を設定し、調査対象地（1次）の周辺土地利用状況について文献調査等を行い、周辺環境や安全性に係る条件に適合する調査対象地を客観的に選定した。

(3) 調査対象地（3次）の選定

3次選定では、調査対象地（2次）に施設を整備した場合に支障となり得る事象や施設の立地上の利便性に係る項目について評価を行った。

(4) 整備候補地（4次）の選定

4次選定では、調査対象地（3次）について、現地調査により景観・地質等の評価した後、除外されなかった調査対象地について相対的評価項目で評価した。その結果と3次選定までに行った評価項目を踏まえて総合評価を行った。

2 選定過程の公表について

選定過程は原則公開とし、選定方法、選定基準、各過程における選定結果等については公開・公表することとした。

また、希少動植物の生息・生育状況や検討途上における土地の詳細な位置など、公開されることで公共の秩序の維持に支障を生じさせ、又は県民を混乱させるおそれがある情報については、委員会の開催の都度、公開・非公開の別を決定することとした。

さらに、検討途上において非公開とした情報であっても、本委員会における候補地選定が終了した後には公開することが適当と判断した情報は、本報告書において公開することとした。

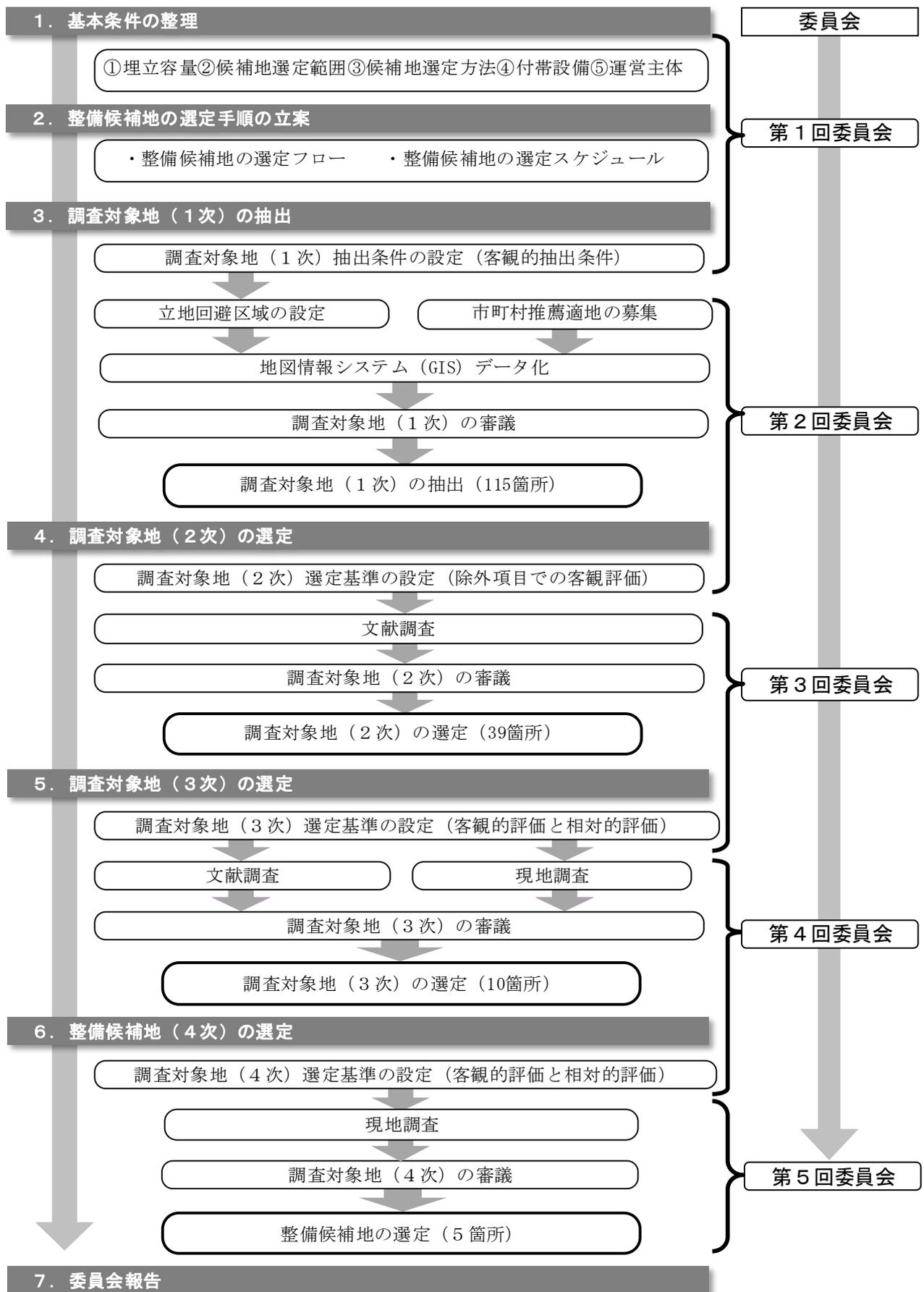


図 1-4-2 整備候補地選定フロー

第2章 候補地の選定過程

第1節 調査対象地（1次）の抽出（115か所）

1 抽出の考え方

調査対象地の抽出にあたっては、法的に建設に適すると判断される区域の中で、基本方針を満足する次期最終処分場を確保できる区域を選定し、以下の考え方のもとで調査対象地を抽出した。

- (1) 地理的・社会的状況から、最終処分場のような大規模構造物の立地が制限される、もしくは立地が相応しくないと判断される区域を客観的に選定し、調査対象から除外した。
(第1段階)
- (2) 上記に該当しない区域の中で、基本方針を満足できる場所を客観的に抽出し、調査対象地（1次）とした。(第2段階)
- (3) 基本方針に基づき、調査範囲は県内全域とした。

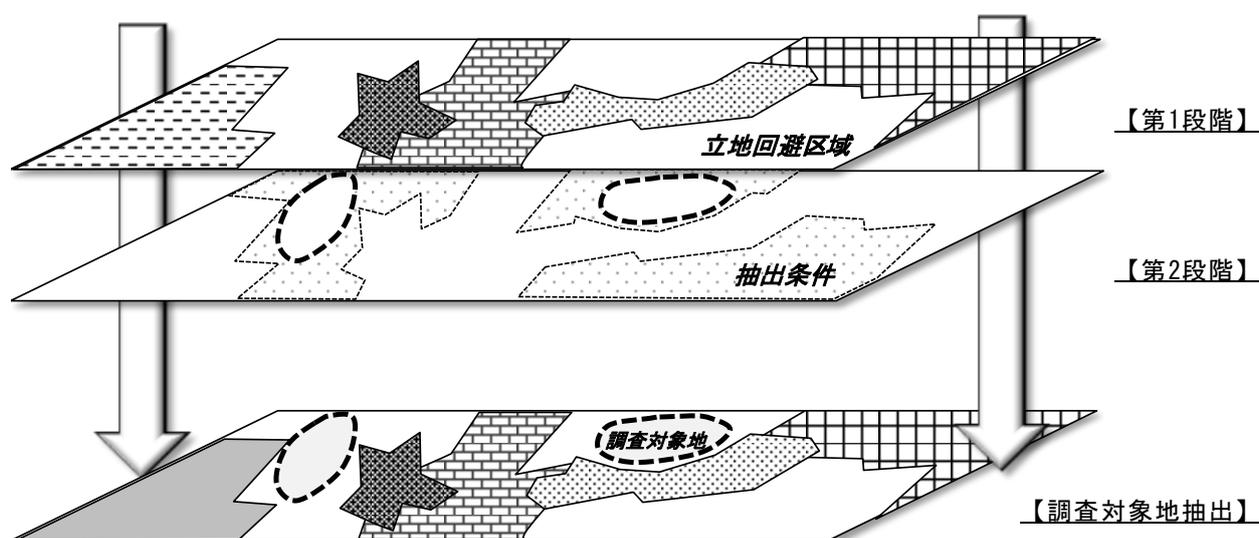


図2-1-1 GISを用いた調査対象地（1次）の抽出イメージ

2 抽出条件の設定

(1) 第1段階（立地回避区域の確認）

第1段階としては、立地を回避すべき区域について、各種法規制状況をもとに選定した。

回避すべき区域については、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版（（社）全国都市清掃会議）」や、他県における公共関与型最終処分場の適地選定報告書を参考に

- ① 自然環境保全
- ② 土地利用計画
- ③ 防災
- ④ その他

の観点から、次表のとおり設定した。

なお、抽出にあたっては以下の手法を用いた。

- ① 作業は地図情報を基にGIS（地理情報システム）を用いて行う。
- ② 作業に使用する図面は1:25,000地形図とする。

表 2-1-1 立地を回避すべき区域

	区域等区分	関連法規制等	指定の主旨
自然環境保全	自然環境保全地域	自然環境保全法	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進
	自然公園地域	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに利用増進
	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区：鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して環境大臣、又は知事が指定 特別保護地区：鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護
	環境緑地保全地域	岩手県自然環境保全条例	市街地等にある樹林地、水辺地等、自然環境を保全することにより、地域の良い生活環境の維持に資する地域
土地利用計画	保安林	森林法	森林の適切な保全と森林施業を確保する森林
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興を図ることが必要な地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずる。 なお、原則として規制区域の扱いとするものの、抽出条件を満たす箇所において、一部に当該区域が存在する場合には規制区域とせず、当該箇所を1次調査対象地として抽出する。
	漁港区域	漁港漁場整備法	漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、豊かで住みよい漁村の振興に資する区域
	海岸保全区域	海岸法	防護すべき海岸に係る一定の区域を都道府県知事が指定し、海岸管理者が管理する。
	河川区域	河川法	河川の災害防止、適正利用及び河川環境の整備・保全
	港湾区域	港湾法	交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図る
	港湾隣接地域	港湾法	港湾区域及び港湾施設を良好な状態に維持、保全し、港湾機能を十分発揮させるために、港湾区域に隣接する背後地において、港湾管理者が指定した陸域
	用途地域	都市計画法	さまざまな用途形態の建築物が無秩序に混在することによって生ずる騒音・悪臭・日照阻害等を防止する区域
	市街化区域	都市計画法	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る区域
風致地区	都市計画法	都市内における良好な自然的景観を維持し、樹林地等緑の保全を図るための区域	
防災	地すべり防止区域	地すべり等防止法	地すべりによる被害の除去、又は軽減
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命の保護
	砂防指定地	砂防法	砂防設備が必要な土地又は一定の行為の制限を行う土地
その他	伝統的建造物群保存地区	文化財保護法	伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存する区域
	史跡名勝天然記念物	文化財保護法	史跡名勝天然記念物の保存
	埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	文化財を保存し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界的文化の進歩に貢献
	重要文化財的景観	文化財保護法	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、文化的景観の中でも特に重要なもの

(2) 第2段階（調査対象地の抽出）

第1段階で立地を回避すべき区域となった場所以外の空白地域（各種規制の網が掛からない地域）から、次期最終処分場の建設に適した場所の抽出を行った。

次いで、基本方針と最終処分場の一般的条件として以下の条件を設定し、調査対象地を抽出した。

表2-1-2 調査対象地（1次）の抽出条件

要件項目	抽出条件
①面積要件	・おおむね30～50haの敷地面積が確保できる場所
②埋立容量要件	・おおむね130～200万m ³ の埋立容量が確保できる場所
③施工要件	・施工面や管理面から、谷筋勾配が緩やか（道路勾配を6～8%程度以下）で、かつ両側の斜面勾配がおおむね1：1.5以上を有している沢地形 ・平地の場所、または開発済みであって処分場として適すると考えられる場所
④アクセス要件	・アクセス用道路が容易に確保できるように、既存道路の沿線若しくは近隣に位置する場所（2km未満）
⑤周辺要件	・住宅地が近接していない場所 （最寄住居まで300m以上または遮断緑地帯100m以上）

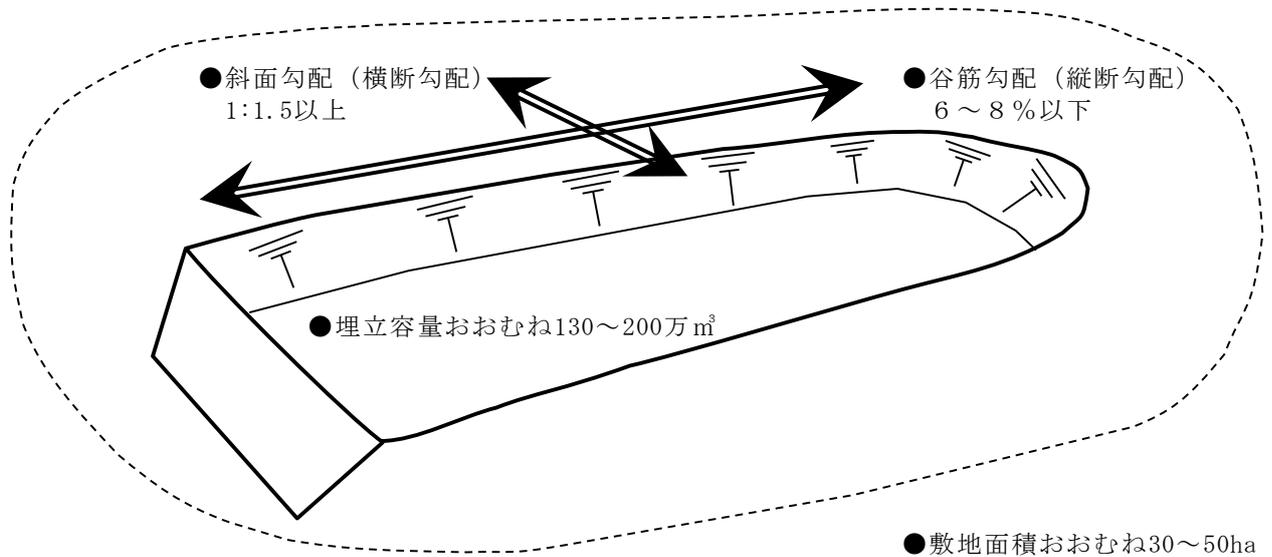


図2-1-2 調査対象地（1次）の抽出条件イメージ

(3) 市町村推薦適地

(2)による調査対象地の抽出と並行して、市町村へ推薦を依頼し、市町村から適地の推薦があった場合には、別途検討対象として加えることとしていたが、推薦はなかった。

2 調査対象地（1次）の抽出結果

県内全域から立地を回避すべき区域を除いたうえで、次期最終処分場の立地に適すると考えられる場所として、115か所を調査対象地（1次）として抽出した。

位置的には県北から県央にかけての西側、奥羽山脈付近に多く、県央から県南にかけての北上山地には点在する状況となった。

なお、沿岸部には、リアス式海岸という地形特性から、抽出数は少なかった。

表2-1-3 調査対象地（1次）の抽出結果まとめ

市町村名	抽出箇所数	市町村名	抽出箇所数
盛岡市	10 箇所	紫波町	3 箇所
宮古市	5 箇所	矢巾町	0 箇所
大船渡市	1 箇所	西和賀町	16 箇所
花巻市	4 箇所	金ヶ崎町	4 箇所
北上市	1 箇所	平泉町	0 箇所
久慈市	5 箇所	住田町	1 箇所
遠野市	6 箇所	大槌町	1 箇所
一関市	3 箇所	山田町	0 箇所
陸前高田市	3 箇所	岩泉町	0 箇所
釜石市	0 箇所	田野畑村	0 箇所
二戸市	5 箇所	軽米町	5 箇所
八幡平市	7 箇所	普代村	0 箇所
奥州市	4 箇所	野田村	1 箇所
滝沢市	2 箇所	九戸村	2 箇所
雫石町	7 箇所	洋野町	11 箇所
葛巻町	1 箇所	一戸町	3 箇所
岩手町	4 箇所	合計	115 箇所
		市町村数	26 市町村

表2-1-4 調査対象地（1次）の抽出結果一覧(1)

No.	調査対象地No.	所在地	地形条件			既存道路からの距離			住宅地からの距離	
			敷地面積 (ha)	谷縦断 勾配 (%)	斜面 勾配 (割)	隣接	拡幅 (km)	新設 (km)	距離 (km)	遮断 緑地
1	盛岡市-01	繫	39.0	5	1:2		0.6		0.5	
2	盛岡市-02	繫	36.0	5	1:2		0.4		1.0	
3	盛岡市-03	乙部	24.0	5	1:2			0.8	0.2	○
4	盛岡市-04	玉山区川又	36.0	8	1:2			0.5	0.3	
5	盛岡市-05	玉山区川又	45.0	8	1:3以上			0.2	0.2	○
6	盛岡市-06	玉山区玉山	40.0	8	1:3以上			0.8	0.4	
7	盛岡市-07	玉山区玉山	24.0	8	1:2			0.8	0.4	
8	盛岡市-08	玉山区馬場	30.0	5	1:2			0.7	0.3	
9	盛岡市-09	浅岸	52.0	5	1:3以上	○			0.3	○
10	盛岡市-10	玉山区藪川	27.0	8	1:3以上			0.3	0.3	
11	宮古市-01	小国	30.0	8	1:1.5			0.2	0.3	
12	宮古市-02	田老駿達	30.0	3	1:2			0.6	0.1	
13	宮古市-03	田老青野滝北	39.0	8	1:2			0.3	0.3	
14	宮古市-04	区界	39.0	5	1:2			0.8	0.5	
15	宮古市-05	区界	39.0	5	1:3			0.4	0.4	
16	大船渡市-01	赤崎町	24.5	8	1:2		0.3	0.4	0.3	
17	花巻市-01	東和町砂子	60.0	8	1:2			1.9	0.8	
18	花巻市-02	大迫町亀ヶ森	30.0	5	1:2			0.7	0.3	
19	花巻市-03	太田	22.0	8	1:1.5			2.0	1.6	
20	花巻市-04	石鳥谷町富沢	40.0	8	1:2			2.0	0.0	
21	北上市-01	口内町	40.0	5	1:2			0.5	0.3	
22	久慈市-01	長内町	30.0	3	1:3以上			1.9	2.0	
23	久慈市-02	長内町	45.0	3	1:2			1.9	2.0	
24	久慈市-03	長内町	45.0	3	1:3以上			1.7	1.5	
25	久慈市-04	山形町戸呂町	40.0	5	1:2	○			1.2	
26	久慈市-05	山形町来内	39.0	5	1:2			0.2	1.0	
27	遠野市-01	小友町	50.0	3	1:3以上			0.7	1.5	
28	遠野市-02	上郷町	30.0	5	1:2			0.3	0.3	
29	遠野市-03	附馬牛町	30.0	5	1:2			1.0	0.2	○
30	遠野市-04	附馬牛町	50.0	3	1:2			0.2	0.2	○
31	遠野市-05	附馬牛町	36.0	8	1:2			0.7	0.7	
32	遠野市-06	土淵町	36.0	5	1:2			0.2	0.4	○
33	一関市-01	花泉町花泉	40.0	3	1:3以上			0.7	0.3	
34	一関市-02	巖美町	50.0	3	1:2			0.7	0.3	
35	一関市-03	巖美町	30.0	8	1:3以上			1.3	1.2	
36	陸前高田市-01	矢作町	60.0	5	1:2		0.5	0.5	0.7	
37	陸前高田市-02	矢作町	40.0	8	1:2			0.6	0.3	
38	陸前高田市-03	矢作町	30.0	8	1:1.5			0.4	0.3	

表 2-1-5 調査対象地（1次）の抽出結果一覧(2)

No.	調査対象地No.	所在地	地形条件			既存道路からの距離			住宅地からの距離	
			敷地面積 (ha)	谷縦断勾配 (%)	斜面勾配 (割)	隣接	拡幅 (km)	新設 (km)	距離 (km)	遮断緑地
39	二戸市-01	浄法寺町漆畑	56.0	3	1:3			1.2	0.3	
40	二戸市-02	下斗米	75.0	3	1:2			0.5	0.2	○
41	二戸市-03	上斗米	48.0	5	1:2			0.5	0.3	
42	二戸市-04	上斗米	48.0	5	1:2			0.4	0.3	
43	二戸市-05	金田一	60.0	5	1:2			0.8	0.4	
44	八幡平市-01	松尾	30.0	3	1:2			1.0	0.6	
45	八幡平市-02	平館	39.0	5	1:2		0.2		0.3	
46	八幡平市-03	平館	39.0	8	1:2			0.5	0.3	
47	八幡平市-04	松尾	45.0	5	1:2			1.9	1.8	
48	八幡平市-05	松尾	39.0	8	1:2			1.7	1.3	
49	八幡平市-06	新田	48.0	5	1:2			1.0	1.0	
50	八幡平市-07	高畑	56.0	8	1:1.5		0.8	0.8	1.0	
51	奥州市-01	江刺区田原	36.0	5	1:3以上			1.0	0.3	
52	奥州市-02	江刺区藤里	39.0	5	1:3以上			0.2	0.3	
53	奥州市-03	江刺区岩谷堂	30.0	5	1:2			0.3	0.3	
54	奥州市-04	江刺区田原	30.0	5	1:2			0.5	0.3	
55	滝沢市-01	妻の神	28.0	3	1:3以上			0.8	0.5	
56	滝沢市-02	後	30.0	5	1:3以上	○			0.6	
57	雫石町-01	南畑	36.0	8	1:1.5		0.5	0.7	0.3	
58	雫石町-02	南畑	36.0	8	1:1.5			0.3	0.3	
59	雫石町-03	南畑	45.0	8	1:1.5			0.7	0.7	
60	雫石町-04	御明神	30.0	5	1:2			1.2	0.7	
61	雫石町-05	御明神	51.0	5	1:2			1.8	1.5	
62	雫石町-06	御明神	30.0	3	1:2			0.8	0.4	
63	雫石町-07	西根	48.0	5	1:3以上			0.4	0.6	
64	葛巻町-01	葛巻	45.0	5	1:2		1.5		0.8	
65	岩手町-01	五日市	48.0	3	1:3以上			0.8	0.5	
66	岩手町-02	五日市	60.0	3	1:3以上			1.4	0.3	
67	岩手町-03	江刈内	33.0	5	1:2			0.8	0.6	
68	岩手町-04	川口	30.0	5	1:3以上			0.8	0.4	
69	紫波町-01	佐比内	52.0	5	1:2		1.5		0.3	
70	紫波町-02	星山	36.0	5	1:2			0.8	0.5	
71	紫波町-03	紫野	36.0	5	1:2		1.0	0.2	0.3	

表 2-1-6 調査対象地（1次）の抽出結果一覧(3)

No.	調査対象地No.	所在地	地形条件			既存道路からの距離			住宅地からの距離	
			敷地面積	谷縦断勾配	斜面勾配	隣接	拡幅	新設	距離	遮断緑地
			(ha)	(%)	(割)		(km)	(km)	(km)	
72	西和賀町-01	間木野	30.0	8	1:2			0.9	0.3	
73	西和賀町-02	左草	39.0	5	1:3			1.7	0.5	
74	西和賀町-03	下左草	40.0	3	1:3以上			0.3	0.3	
75	西和賀町-04	樺沢	30.0	5	1:3以上		1.2	0.2	0.7	
76	西和賀町-05	沢内新町	36.0	3	1:3以上		1.8		0.7	
77	西和賀町-06	沢内前郷	30.0	5	1:3以上			0.4	0.4	
78	西和賀町-07	沢内前郷	36.0	3	1:2			2.0	0.3	
79	西和賀町-08	沢内大野	45.0	3	1:2		1.0	0.5	1.4	
80	西和賀町-09	沢内鍵飯	39.0	3	1:2			1.0	1.0	
81	西和賀町-10	沢内鍵飯	36.0	5	1:1.5			1.9	2.0	
82	西和賀町-11	沢内弁天	36.0	3	1:2			0.5	0.3	
83	西和賀町-12	沢内若畑	39.0	3	1:1.5			0.5	0.4	
84	西和賀町-13	沢内若畑	45.0	3	1:1.5			0.7	0.5	
85	西和賀町-14	沢内若畑	45.0	3	1:2			1.5	0.9	
86	西和賀町-15	沢内貝沢	45.0	3	1:2			0.8	0.8	
87	西和賀町-16	沢内貝沢	75.0	3	1:3			1.9	1.2	
88	金ヶ崎町-01	永栄	44.0	3	1:3以上			0.5	0.3	
89	金ヶ崎町-02	永栄	30.0	8	1:3以上			0.4	0.4	
90	金ヶ崎町-03	永栄	36.0	5	1:3以上			0.7	0.7	
91	金ヶ崎町-04	永栄	30.0	8	1:3以上			0.5	0.6	
92	住田町-01	上有住	33.0	8	1:1.5			0.4	0.3	
93	大槌町-01	金澤	36.0	8	1:1.5			0.7	0.4	
94	軽米町-01	円子	45.0	5	1:2			1.0	0.7	
95	軽米町-02	円子	45.0	5	1:2			1.8	1.2	
96	軽米町-03	上館	60.0	3	1:2			0.8	0.7	
97	軽米町-04	小軽米	50.0	5	1:3以上			0.2	1.0	
98	軽米町-05	山田	45.0	8	1:2			1.7	1.2	
99	野田村-01	野田	44.0	3	1:3以上			0.8	0.2	○
100	九戸村-01	山根	39.0	8	1:2			1.0	1.0	
101	九戸村-02	伊保内	39.0	8	1:2			0.4	0.3	
102	洋野町-01	大野	36.0	5	1:3以上			0.5	0.8	
103	洋野町-02	大野	33.0	3	1:2			0.2	0.3	
104	洋野町-03	大野	60.0	3	1:2			0.7	0.9	
105	洋野町-04	大野	48.0	3	1:2		1.9		0.3	
106	洋野町-05	大野	36.0	5	1:2		1.9		0.5	
107	洋野町-06	大野	30.0	3	1:3以上	○			1.0	
108	洋野町-07	大野	75.0	3	1:2	○			0.2	○
109	洋野町-08	種市	36.0	5	1:2	○			0.2	○
110	洋野町-09	中野	60.0	3	1:3	○			0.6	
111	洋野町-10	種市	45.0	3	1:3以上		1.7		1.0	
112	洋野町-11	種市	45.0	5	1:2			1.0	0.6	
113	一戸町-01	檜山	39.0	5	1:2			0.3	0.3	
114	一戸町-02	姉帯	36.0	8	1:1.5			0.3	0.3	
115	一戸町-03	出ル町	45.0	5	1:2		1.8		0.2	○

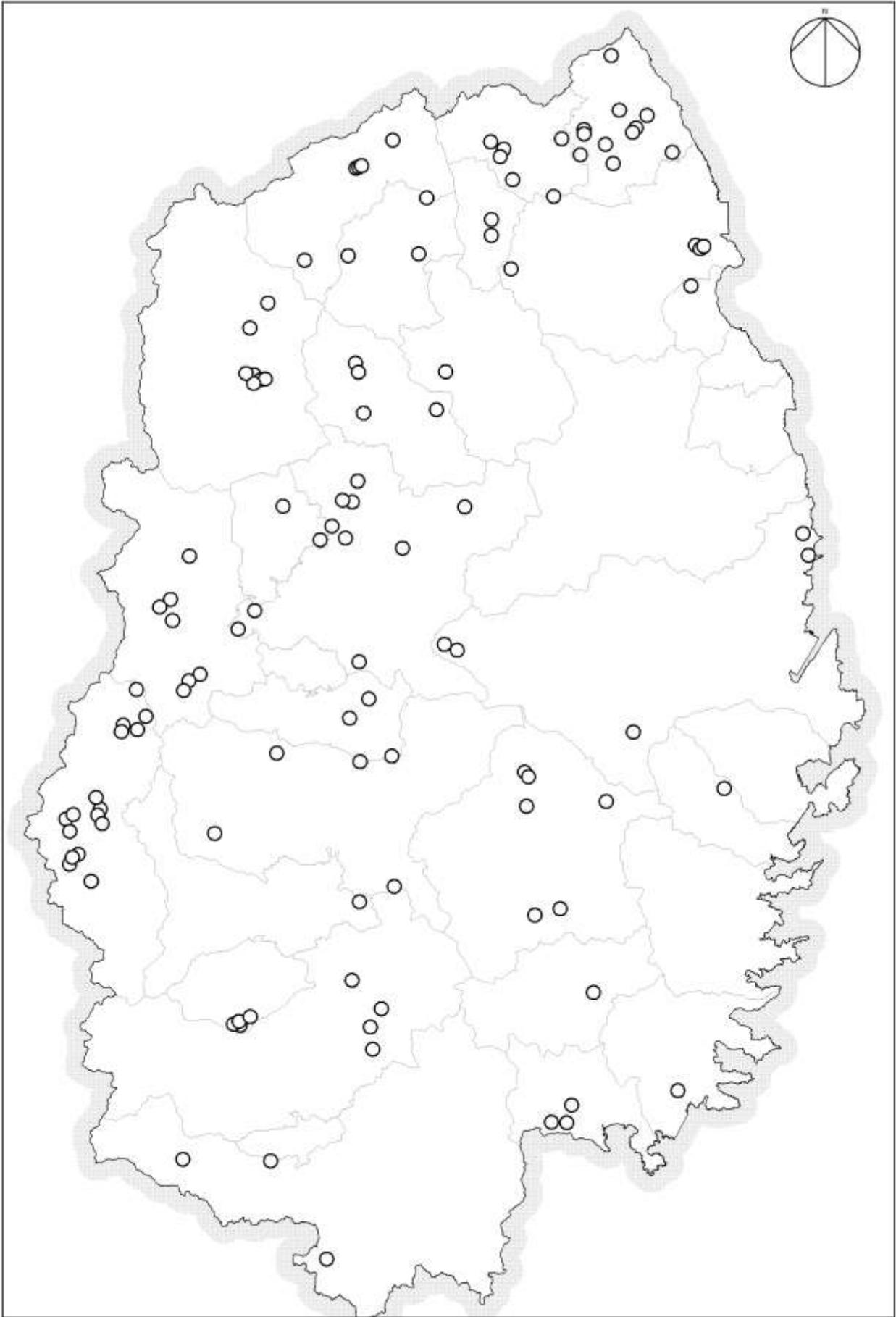


図2-1-3 調査対象地（1次）の抽出結果位置図

第2節 調査対象地（2次）の選定（39か所）

1 2次選定の考え方

2次選定においては、立地を回避することが望ましい区域を設定し、115か所の調査対象地（1次）の中から、以下の考え方により該当する調査対象地を除外した。

- (1) 自然環境の保全・開発計画との整合の観点から、回避することが望ましい区域に調査対象地が含まれないことを条件とした。
- (2) 生活環境の保全・災害の防止等の観点から、影響度合いによって回避する区域を個別に設定して、調査対象地がその範囲に入らないことを条件とした。

2 選定条件の設定

最終処分場建設に際し配慮すべき周辺環境の状況については、1次抽出と同様に「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版（（社）全国都市清掃会議）」や他県の事例を参考に

- (1) 自然環境の保全
- (2) 災害の防止
- (3) 生活環境の保全
- (4) 土地利用への配慮

の観点から、次表のとおり設定した。

なお、選定にあたっては以下の手法を用いた。

- (1) 作業は地図情報を基にGIS（地理情報システム）を用いて行う。
- (2) 作業に使用する図面は1:25,000地形図とする。

表 2-2-1 調査対象地（2次）の選定条件

大項目	回避対象項目	回避条件	考え方
自然環境の保全	環境省レッドリストの絶滅危惧	I A・B類の希少動植物に係る既知の生息地・生育地でないこと。 II類の猛禽類に係る既知の生息地でないこと。	希少動植物への配慮
災害の防止	活断層	300m以内でないこと。	処分場機能の確保
生活環境の保全	上水道水源	1 km以内でないこと。 ただし、表流水を取水している場合は、取水河川等（浸出水処理水の放流が想定される河川等に限る）の調査対象地との最寄地点から下流方向への距離とし、伏流水を取水している場合は、調査対象地区画の周囲への距離とすること	生活用水水源の保全
	上水道給水区域外	周囲 1 km以内に左記（井戸水利用）住居がないこと。	同上
	文教施設	幼稚園、小中学校、高校等から500m以内でないこと。	良好な就学環境
	厚生施設	病院、特別養護老人ホーム等から500m以内でないこと。	良好な福祉環境
	観光資源	県観光協会HP内記載の「観光スポット」から500m以内でないこと。	地域振興への配慮
	その他公共施設	300m以内又は遮断緑地帯がある場合は100m以内でないこと。	利用者への配慮
土地利用への配慮	農業農村整備事業基盤整備済区域又は事業計画区域	左記区域内でないこと。	実施済み事業への配慮
	開発計画	事前開発計画（事業主体を問わず）区域でないこと。	先行着手事業への配慮
	国有林内保安林	左記区域内でないこと。	保安林機能の保全

3 調査対象地（2次）の選定結果

回避することが望ましい区域に該当する調査対象地を除外した結果、調査対象地（1次）115か所の中から、調査対象地（2次）として39か所が選定された。

選定過程において、上水道水源や給水区域外住居などの水源関連の要因により除外された地点が多く、次いで、保安林、観光資源、希少種、活断層の順に除外された。

表2-2-2 調査対象地（2次）の選定結果まとめ

市町村名	箇所数	調査対象地No.	市町村名	箇所数	調査対象地No.		
大船渡市	1箇所	大船渡市-01	雫石町	1箇所	雫石町-06		
花巻市	3箇所	花巻市-01	紫波町	1箇所	紫波町-01		
		花巻市-02	軽米町	3箇所	軽米町-02		
		花巻市-04			軽米町-03		
久慈市-02	軽米町-04						
久慈市	3箇所	久慈市-04	九戸村	1箇所	九戸村-02		
		久慈市-05	洋野町	9箇所	洋野町-01		
		遠野市-01			洋野町-03		
遠野市-03	洋野町-04						
遠野市-05	洋野町-05						
一関市-02	洋野町-06						
一関市-03	洋野町-07						
陸前高田市-02	洋野町-09						
二戸市-01	洋野町-10						
二戸市-04	洋野町-11						
八幡平市	3箇所	八幡平市-03			一戸町	2箇所	一戸町-01
		八幡平市-06			一戸町-02		
		八幡平市-07	合計	39箇所			
奥州市-01							
奥州市-02							
奥州市-03							
奥州市-04	市町村数	15					

表 2-2-3 調査対象地（2次）の選定結果一覧(1)

No.	調査対象地No.	所在地	自然災害		生活環境の保全					土地利用				判定	備考
			希少種	活断層	上水道水源	給水外住居	文教施設	厚生施設	観光資源	他公共施設	農業農村整備	開発計画	民有林保安林		
1	盛岡市-01	繫				×			×					×	(給)350m (観)300m
2	盛岡市-02	繫	×						×					×	(観)400m
3	盛岡市-03	乙部				×			×					×	(給)780m (観)400m
4	盛岡市-04	玉山区川又				×								×	(給)250m
5	盛岡市-05	玉山区川又				×								×	(給)250m
6	盛岡市-06	玉山区玉山				×								×	(給)250m
7	盛岡市-07	玉山区玉山				×								×	(給)400m
8	盛岡市-08	玉山区馬場				×			×					×	(給)300m (観)200m
9	盛岡市-09	浅岸				×			×					×	(給)500m (観)100m
10	盛岡市-10	玉山区藪川				×				×				×	(給)250m
11	宮古市-01	小国	×											×	
12	宮古市-02	田老駿達							×	×				×	(観)400m
13	宮古市-03	田老青野滝北						×	×	×				×	(文)300m (観)400m
14	宮古市-04	区界											×	×	
15	宮古市-05	区界								×				×	
16	大船渡市-01	赤崎町												○	
17	花巻市-01	東和町砂子												○	
18	花巻市-02	大迫町亀ヶ森												○	
19	花巻市-03	太田									×	×		×	
20	花巻市-04	石鳥谷町富沢												○	
21	北上市-01	口内町				×				×				×	(給)450m
22	久慈市-01	長内町			×									×	(上)地区内に埋設管
23	久慈市-02	長内町												○	
24	久慈市-03	長内町			×									×	(上)地区内に埋設管
25	久慈市-04	山形町戸呂町												○	
26	久慈市-05	山形町来内												○	
27	遠野市-01	小友町												○	
28	遠野市-02	上郷町				×				×				×	(給)300m
29	遠野市-03	附馬牛町												○	
30	遠野市-04	附馬牛町				×			×					×	(給)500m (観)100m
31	遠野市-05	附馬牛町												○	
32	遠野市-06	土淵町											×	×	
33	一関市-01	花泉町花泉	×											×	
34	一関市-02	巖美町												○	
35	一関市-03	巖美町												○	
36	陸前高田市-01	矢作町	×											×	
37	陸前高田市-02	矢作町												○	
38	陸前高田市-03	矢作町	×											×	

表 2-2-4 調査対象地（2次）の選定結果一覧(2)

No.	調査対象地No.	所在地	自然	災害	生活環境の保全						土地利用				判定	備考	
			希少種	活断層	上水道水源	給水外住居	文教施設	厚生施設	観光資源	他公共施設	農業農村整備	開発計画	民有林保安林	国有林保安林			
39	二戸市-01	浄法寺町漆畑														○	
40	二戸市-02	下斗米				×										×	(給)200m
41	二戸市-03	上斗米				×										×	(給)600m
42	二戸市-04	上斗米														○	
43	二戸市-05	金田一				×										×	(給)150m
44	八幡平市-01	松尾				×										×	(給)500m
45	八幡平市-02	平館														×	
46	八幡平市-03	平館														○	
47	八幡平市-04	松尾														×	
48	八幡平市-05	松尾														×	
49	八幡平市-06	新田														○	
50	八幡平市-07	高畑														○	
51	奥州市-01	江刺区田原														○	
52	奥州市-02	江刺区藤里														○	
53	奥州市-03	江刺区岩谷堂														○	
54	奥州市-04	江刺区田原														○	
55	滝沢市-01	妻の神							×							×	(厚)300m
56	滝沢市-02	後			×	×	×		×							×	(給)500m (観)100m他
57	雫石町-01	南畑			×					×						×	(上)200m
58	雫石町-02	南畑														×	
59	雫石町-03	南畑														×	
60	雫石町-04	御明神														×	
61	雫石町-05	御明神				×										×	(給)500m
62	雫石町-06	御明神														○	
63	雫石町-07	西根		×												×	
64	葛巻町-01	葛巻	×													×	
65	岩手町-01	五日市				×										×	(給)500m
66	岩手町-02	五日市				×										×	(給)500m
67	岩手町-03	江刈内	×													×	
68	岩手町-04	川口				×										×	(給)500m
69	紫波町-01	佐比内														○	
70	紫波町-02	星山								×						×	
71	紫波町-03	紫野			×											×	(上)500m

表 2-2-5 調査対象地（2次）の選定結果一覧(3)

No.	調査対象地No.	所在地	自然災害		生活環境の保全					土地利用				判定	備考
			希少種	活断層	上水道水源	給水外住居	文教施設	厚生施設	観光資源	他公共施設	農業農村整備	開発計画	民有林保安林		
72	西和賀町-01	間木野							×					×	(観)200m
73	西和賀町-02	左草										×		×	
74	西和賀町-03	下左草					×							×	(文)200m
75	西和賀町-04	樺沢			×									×	(上)900m
76	西和賀町-05	沢内新町			×									×	(上)900m
77	西和賀町-06	沢内前郷		×										×	
78	西和賀町-07	沢内前郷		×										×	
79	西和賀町-08	沢内大野											×	×	
80	西和賀町-09	沢内鍵飯											×	×	
81	西和賀町-10	沢内鍵飯											×	×	
82	西和賀町-11	沢内弁天										×	×	×	
83	西和賀町-12	沢内若畑		×								×	×	×	
84	西和賀町-13	沢内若畑										×	×	×	
85	西和賀町-14	沢内若畑											×	×	
86	西和賀町-15	沢内貝沢											×	×	
87	西和賀町-16	沢内貝沢											×	×	
88	金ヶ崎町-01	永栄		×										×	
89	金ヶ崎町-02	永栄		×										×	
90	金ヶ崎町-03	永栄		×										×	
91	金ヶ崎町-04	永栄												×	
92	住田町-01	上有住	×											×	
93	大槌町-01	金澤				×								×	(給)300m
94	軽米町-01	円子								×				×	
95	軽米町-02	円子												○	
96	軽米町-03	上館												○	
97	軽米町-04	小軽米												○	
98	軽米町-05	山田				×								×	(給)250m
99	野田村-01	野田			×									×	(上)200m
100	九戸村-01	山根				×				×				×	(給)1000m
101	九戸村-02	伊保内												○	
102	洋野町-01	大野												○	
103	洋野町-02	大野			×									×	(上)600m
104	洋野町-03	大野												○	
105	洋野町-04	大野												○	
106	洋野町-05	大野												○	
107	洋野町-06	大野												○	
108	洋野町-07	大野												○	
109	洋野町-08	種市			×									×	(上)200m
110	洋野町-09	中野												○	
111	洋野町-10	種市												○	
112	洋野町-11	種市												○	
113	一戸町-01	檜山												○	
114	一戸町-02	姉帯												○	
115	一戸町-03	出ル町							×					×	(観)200m

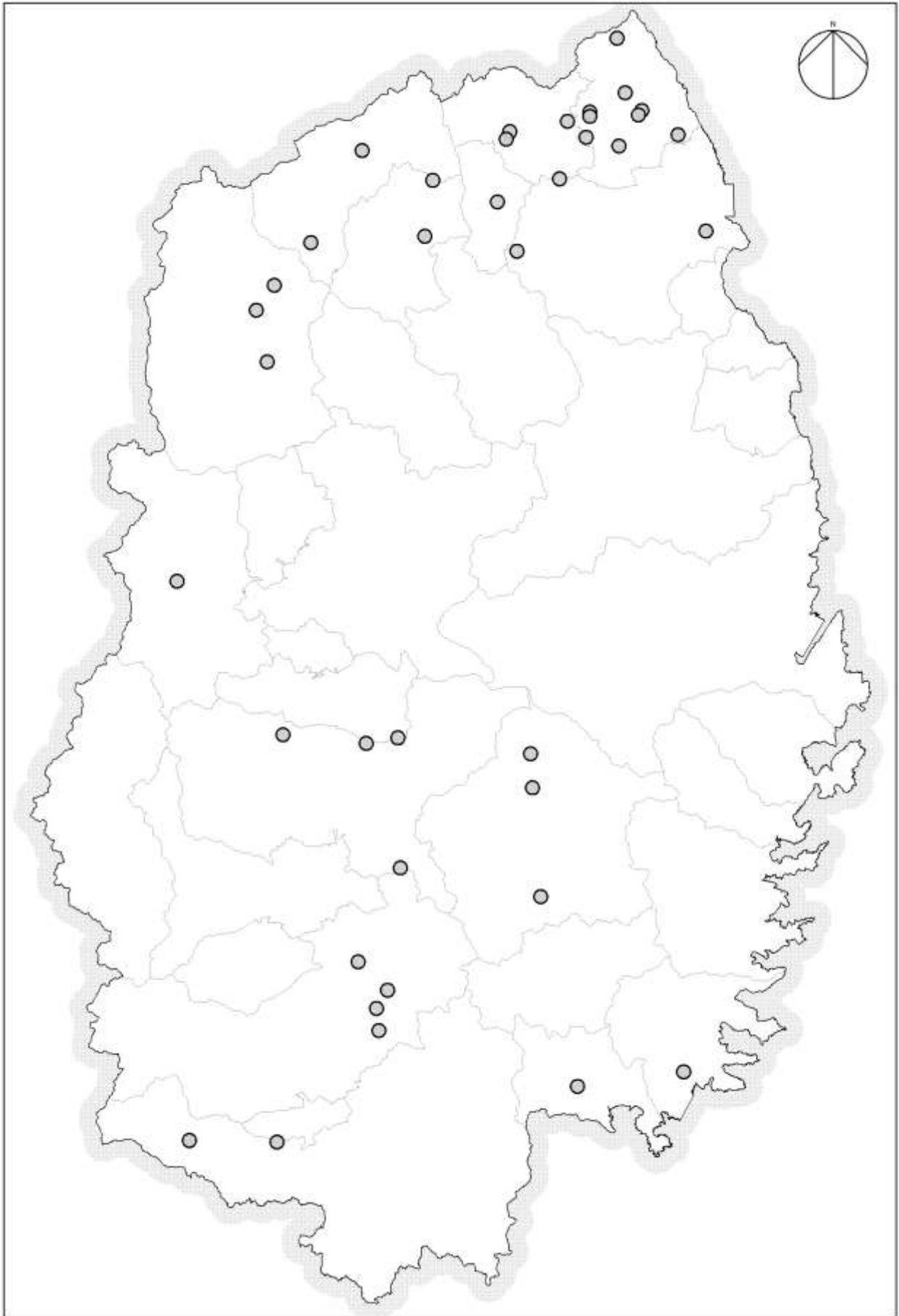


図2-2-1 調査対象地（2次）の選定結果位置図

第3節 調査対象地（3次）の選定（10か所）

1 3次選定の考え方

3次選定においては、以下の考え方で調査を実施した。

- (1) 立地を回避すべき項目として未検討であった項目を追加し、評価を行った。
(客観的評価：第1段階)
- (2) 上記で選定された調査対象地について、比較評価項目を設定し、利便性についての評価を行った。(相対的評価：第2段階)
- (3) 机上のみでは情報が不足するものは、現地調査を行い確認した。

2 選定条件の設定

(1) 客観的評価（第1段階）

次の項目について、それぞれに設定した評価指標に基づき評価した。

① アクセス上の障害事象

調査対象地の抽出（1次）時点において、暫定的な取付道路の想定路線や接続先を設定したが、当該路線において鉄道踏切、高規格道路及び河川との交差、取付道路の接続先として想定していた既存道路において、大型車両の通行が困難な区間等、整備時の障害となり得る事象の有無を調査し評価した。

② 地域文化の保護

調査対象地の想定区画内及びその周囲に存在する、国、県及び市町村指定の文化財等について、地域文化の保護の観点から状況等を調査し、施設を整備することにより生じる影響度合等を検討、評価した。

表2-3-1 調査対象地（3次）の選定条件（客観的評価）

	回避条件
アクセス上の障害事象	<ul style="list-style-type: none"> ・高規格道路を横断する必要があり、既存の架橋やボックスの利用が困難な場合。 ・線路を横断する必要があり、踏切の移設や新設が困難な場合。 ・河川を横断する必要があり、川幅が広い場合、大規模な架橋が必要となる場合。 ・道幅が狭く、民家やその他構造物の立地状況などから、拡幅や別ルートの新設が困難な場合。 ・その他、適切な幅員や高さが確保できない事象が存在する場合。
地域文化の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法及び条例で指定される史跡名勝、天然記念物その他文化財が、調査対象地から概ね1kmの範囲内にある場合（無形文化財・建築物内所有物を除く）。 ・対象文化財含めその周辺地域一帯で観光資源として活用している場合。

(2) 相対的評価（第2段階）

上記の客観的評価項目により評価し、除外箇所が確定した後、さらに相対評価を行い、より距離が短い上位の箇所を選定した。

また、調査対象地として選定する箇所数または境界基準は、全体の調査結果を踏まえて判断した。

① 放流想定河川等までの距離

放流地点までの距離は専用放流管等の整備延長となり、建設コストの増嵩要因となることから、放流先として想定可能な河川区域等、海域、工業排水、下水道までの距離を計測し評価した。

なお、浸出水処理施設からの排水量は最大300m³/日（1期150m³の2期分）を想定し、放流先公共用水域の流量は50倍希釈の15,000m³/日以上を想定した。

② 排出重心からの距離

排出者責任の観点から、より排出量の多い地域にて負担（立地）することが望ましいと考えられるため、「基本方針（資料編）」に掲載した「県内産業廃棄物の地域別排出量を基にした重心位置」（以下、「排出重心」という。）から調査対象地までの距離（冬期間も通行可能な路線距離）を計測し評価した。

表2-3-2 調査対象地（3次）の選定条件（相対的評価）

	評価項目
排出重心からの距離	<ul style="list-style-type: none"> ・排出重心から調査対象地外縁部までの道路距離とする。 ・排出重心は『国道106号上の盛岡市と宮古市との境』とする。 ・国道、県道等主要道路を優先的に走行し、実態を考慮して高速自動車は利用しない。 ・上記の中で最短距離となる路線距離を採用するが、積雪などその他状況により迂回する必要がある場合は、迂回経路を採用する。
放流想定河川等までの距離	<ul style="list-style-type: none"> ・放流先として想定可能な河川区域等、海域、工業排水、下水道までの距離を計測し評価する。 ・距離は調査対象地の想定区画の下流端を計測基点とし、放流が可能と思われる地点までとする。 ・放流ルートは自然流下を基本とした既存道路上とするが、自然流下が困難な場合はポンプ圧送も考慮する。

排出重心：県内産業廃棄物の地域別排出量を基にした重心位置

3 3次選定の結果

(1) 客観的評価結果

アクセス上の障害事象に関しては、回避策を講じることが困難な遠野市-01 と八幡平市-06 を調査対象地から除外した。

地域文化の保護に関しては、遠野市2地点、一関市-02、八幡平市-07、紫波町-02 を、地域文化への影響が大きい調査対象地として除外した。

なお、花巻市-04 と一関市-03 は詳細調査の結果、保安林に該当することが判明したため除外した。

表 2-3-3 調査対象地（3次）の選定結果まとめ（客観的評価）

No.	調査対象地No.	No.	調査対象地No.
1	大船渡市-01	16	軽米町-02
2	花巻市-01	17	軽米町-03
3	花巻市-02	18	軽米町-04
4	久慈市-02	19	九戸村-02
5	久慈市-04	20	洋野町-01
6	久慈市-05	21	洋野町-03
7	陸前高田市-02	22	洋野町-04
8	二戸市-01	23	洋野町-05
9	二戸市-04	24	洋野町-06
10	八幡平市-03	25	洋野町-07
11	奥州市-01	26	洋野町-09
12	奥州市-02	27	洋野町-10
13	奥州市-03	28	洋野町-11
14	奥州市-04	29	一戸町-01
15	雫石町-06	30	一戸町-02

表 2-3-4 調査対象地（3次）の選定結果（客観的評価）

No.	調査対象地No.	追加除外	アクセス上の障害事象			地域文化の保護		評価結果
			状況	対応可否	評価	対象文化財	評価	
1	大船渡市-01							
2	花巻市-01							
3	花巻市-02							
4	花巻市-04	×						×
5	久慈市-02							
6	久慈市-04							
7	久慈市-05							
8	遠野市-01		冬期閉鎖	回避不能	×			×
9	遠野市-03					観音堂等	×	×
10	遠野市-05					神社等	×	×
11	一関市-02					遺跡	×	×
12	一関市-03	×						×
13	陸前高田市-02							
14	二戸市-01							
15	二戸市-04							
16	八幡平市-03							
17	八幡平市-06		道路狭小	回避不能	×			×
18	八幡平市-07					一里塚等	×	×
19	奥州市-01							
20	奥州市-02							
21	奥州市-03							
22	奥州市-04							
23	雫石町-06							
24	紫波町-01					墓碑等	×	×
25	軽米町-02							
26	軽米町-03							
27	軽米町-04							
28	九戸村-02							
29	洋野町-01							
30	洋野町-03							
31	洋野町-04							
32	洋野町-05							
33	洋野町-06							
34	洋野町-07							
35	洋野町-09							
36	洋野町-10							
37	洋野町-11							
38	一戸町-01							
39	一戸町-02							

※花巻市-04、一関市-03は、その後の追加調査で保安林に該当することが判明したため、追加除外とした。

(2) 相対的評価結果

2つの相対的評価項目に関する距離測定結果をプロットしたものを次に示す。

埋立期間 15 年分の運搬経費と放流費用(50 年分)の合計額を試算したところ、排出重心から 100km 以内、放流河川までの距離が 5 km 以内の調査対象地 10 か所が、現状のいわてクリーンセンターと比較して同等程度となると試算されたことから、この範囲内にある調査対象地が他よりも優位と判断した。

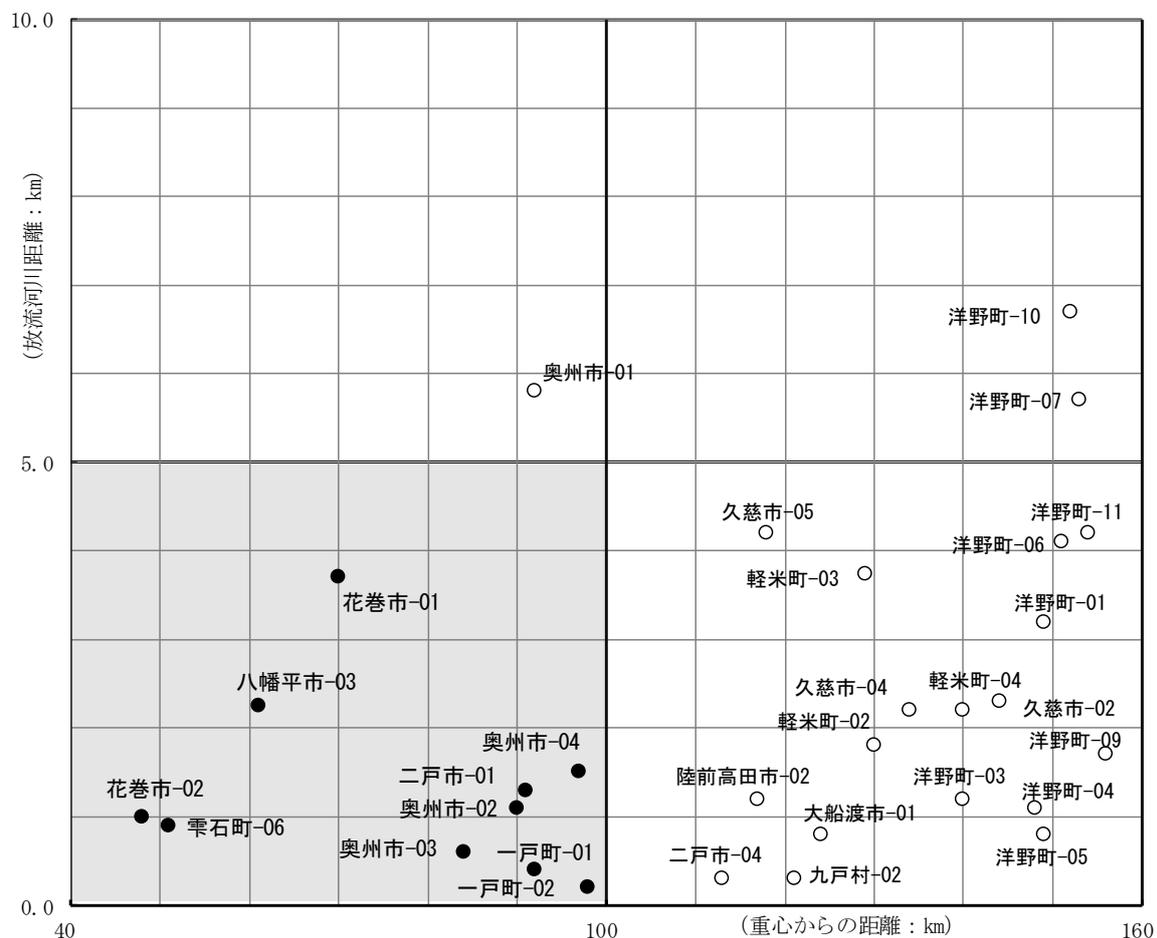


図 2-3-2 調査対象地（3次）の選定結果（相対的評価）プロット図

表 2-3-5 調査対象地（3次）の選定結果（相対的評価）

No.	調査対象地No.	排出重心			放流地点				
		距離	距離	ポンプ 圧 送	距離	距離	ポンプ 圧 送		
1	大船渡市-01	124 km	0.8 km		16	軽米町-02	130 km	1.8 km	○
2	花巻市-01	70 km	3.7 km		17	軽米町-03	129 km	3.7 km	○
3	花巻市-02	48 km	1.0 km		18	軽米町-04	140 km	2.2 km	
4	久慈市-02	144 km	2.3 km		19	九戸村-02	121 km	0.3 km	
5	久慈市-04	134 km	2.2 km		20	洋野町-01	149 km	3.2 km	
6	久慈市-05	118 km	4.2 km		21	洋野町-03	140 km	1.2 km	
7	陸前高田市-02	117 km	1.2 km		22	洋野町-04	148 km	1.1 km	
8	二戸市-01	91 km	1.3 km		23	洋野町-05	149 km	0.8 km	
9	二戸市-04	113 km	0.3 km		24	洋野町-06	151 km	4.1 km	
10	八幡平市-03	61 km	2.3 km		25	洋野町-07	153 km	5.7 km	○
11	奥州市-01	92 km	5.8 km		26	洋野町-09	156 km	1.7 km	○
12	奥州市-02	90 km	1.1 km	○	27	洋野町-10	152 km	6.7 km	○
13	奥州市-03	84 km	0.6 km		28	洋野町-11	154 km	4.2 km	○
14	奥州市-04	97 km	1.5 km		29	一戸町-01	98 km	0.2 km	
15	雫石町-06	51 km	0.9 km		30	一戸町-02	92 km	0.4 km	

よって、客観的評価と相対的評価により導き出される調査対象地（3次）の選定結果として、以下の10か所を選定した。

表 2-3-6 調査対象地（3次）の選定結果まとめ

No.	調査対象地No.
1	花巻市-01
2	花巻市-02
3	二戸市-01
4	八幡平市-03
5	奥州市-02
6	奥州市-03
7	奥州市-04
8	雫石町-06
9	一戸町-01
10	一戸町-02

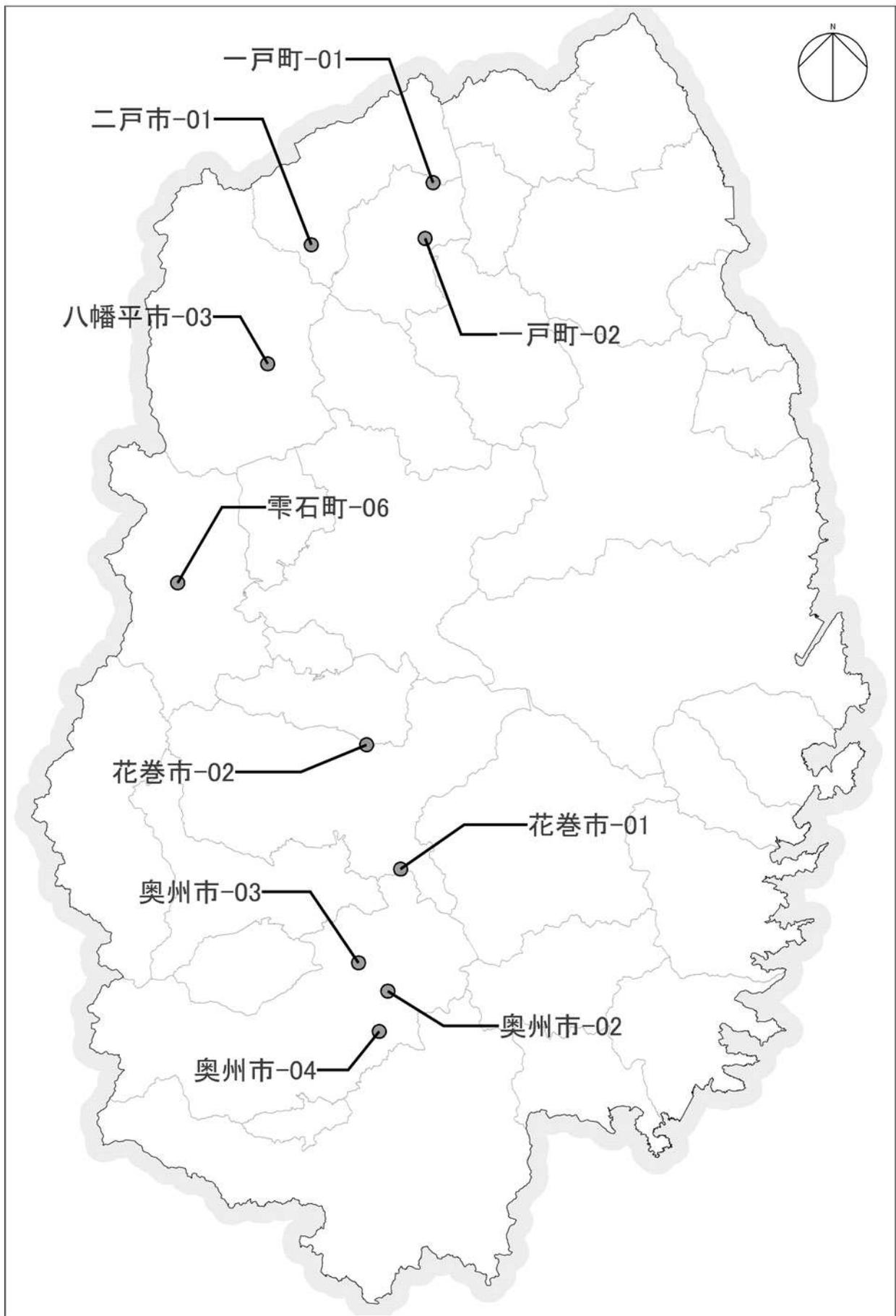


図2-3-3 調査対象地（3次）の選定結果位置図

第4節 整備候補地（4次）の選定（5か所）

1 整備候補地の考え方

整備候補地選定においては、以下の考えのもとで調査を実施した。

- (1) 専門家の現地調査により景観・地質等を評価した。（現地調査：第1段階）
- (2) (1)の評価において除外されなかった調査対象地について、5つの評価項目で評価した。
（相対的評価：第2段階）
- (3) 3次選定までに行った評価項目も踏まえて総合評価した。
なお、1市町村1か所のみを選定することとした。（総合評価：第3段階）

2 選定条件の設定

(1) 現地調査（第1段階）

1次抽出で地すべり危険地域や急傾斜地等の規制区域は除外したが、地滑りや崩壊等の可能性の有無等をさらに現地調査により評価した。また、景観についても現地調査により評価した。

(2) 相対的評価（第2段階）

① 放流先河川の利水状況

漁業や農業へ影響を及ぼすような放流水を排出することはないものの、放流先河川での漁業権の設定や、農業用水への利用状況を調査し評価した。

② 運搬車両の通行による影響

廃棄物の搬入のため大型車輛の往来が増加することから、搬入道路における交通量を調査し、周辺への影響度合いを評価した。

③ 建設費

調査対象地の地形を考慮した施設配置案を作成したうえで、処分場・浸出水処理施設・放流先までの放流管・搬入道路・その他付帯施設の概算事業費を算出して評価した。

④ 維持管理費

処分場・浸出水処理施設・放流管・搬入道路・その他付帯施設について、施設を廃止するまでの人件費を含む維持管理費を算出して評価した。

⑤ 埋立区域の規模

最低でも2期分（1期分66万 m^3 ）の埋立容量の確保を目指しており、より多くの容量が確保可能な調査対象地を選定することが望ましいことから、何期分の埋立容量が確保できるかを評価した。

(3) 総合評価（第3段階）

現地調査による評価の結果で除外された調査対象地を除いて、相対的評価項目、3次選定までの評価項目により総合的に評価し整備候補地を決定した。

なお、仮に同一市町村に複数の調査対象地が存在する場合は、1か所のみを選定することとした。

表 2-4-1 調査対象地（4次）の選定条件

		選定条件
現地調査		<ul style="list-style-type: none"> ・ 3次選定後の10か所の調査対象地全てについて、地形・地質・過去の災害履歴・河川流量等を現地で調査し、土砂災害の可能性の有無を確認。 ・ 災害の可能性がある場合は防止対策も調査。 ・ 周辺からの景観を調査。
相対的 評価	放流先河川の利水状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3次選定において想定した放流先河川における漁業権の有無と、農業用水としての利用状況を調査。 ・ 調査範囲は下流で1級河川に合流して水量が増加するまで。
	運搬車両の通行による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわてクリーンセンターの実績値から、1日あたり70台の運搬車両が往復すると想定。 ・ 搬入路の交通量調査結果に対する交通量の増加率を算定。
	建設費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設費や維持管理費は「環境安全な廃棄物埋立処分場の建設と管理（著者：田中信壽）」に示されている手法により算出 ・ 算出にあたって必要になる、埋立容量・埋立面積・流域面積・排水処理施設の能力は調査対象地の土地の形状や広さから推定。 ・ 本手法は、最終処分場の規模・構造等の各種条件と建設費実績との相関性より提案された経験式を用いる手法であり、得られる建設費等はあくまでも概算値。
	維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設費と維持管理費を算定し、埋立容量で割って1m³当たりの費用を比較。
	埋立区域の拡張可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象地の面積、地形から1期分66万m³の容量を何期分確保できるかを試算
総合評価		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査結果で除外されなかった調査対象地について、相対的評価項目・3次選定までの評価項目を総合的に評価し整備候補地を決定。 ・ 同一市町に複数の調査対象地が存在する場合は、相対的に評価の高い1か所のみを選定。

3 整備候補地の選定結果

10か所の調査対象地の現地調査を行った結果、雫石町06は地盤が脆弱で、且つ河川水量が多いため処分場建設には不適であると判断された。他の調査対象地9か所については、処分場を建設する上で特段の支障は無いことが確認された。

委員会としては1市町1か所との条件から、最終的に以下の5か所を整備候補地とした。選定理由は次に記載のとおりである。

- **花巻市-02**

花巻市の2か所については、花巻市-02がより排出重心に近く、処分場建設に伴う交通への影響も小さい。また、地盤についても花巻市-01よりも安定している。

- **二戸市-01**

処分場建設に伴う交通への影響は小さい。また、埋立区域の規模は3期分である。

- **八幡平市-03**

排出重心に近く、処分場建設に伴う交通への影響は小さい。また、放流河川には漁業権が設定されておらず、農業利用も無い。

- **奥州市-03**

奥州市の3か所については、奥州市-03が奥州市-02や奥州市-04よりも排出重心に近く、処分場建設に伴う交通への影響も小さい。

- **一戸町-01**

一戸町の2か所については、一戸町-01の建設費・維持管理費が安価と見込まれる。また、他の放流方法も確保し得る。

表 2-4-2 比較評価結果

	4次選定条件											その他			
	現地調査		放流先河川の利水状況		運搬車両の通行による影響		埋立1m ³ 当たりの建設費・維持管理費 ※		埋立区域の規模		◎の数	排出重心からの距離			
	評価	評価	評価	影響度合(%)	評価	比較(クリーンセンターを1.0とする)	評価	km							
花巻市-01	○	地形は建設に適している。	○	漁業権、農業利用あり。	○	影響度が大きい。	15.3	◎	いわてクリーンセンターと同等。	1.0	◎	3期	2	現状より排出重心に近い。	70
花巻市-02	◎	地形は建設に適している。地盤も安定している。	○	漁業権、農業利用あり。	◎	影響度が小さい。	3.9	◎	いわてクリーンセンターと同等。	0.9	○	2期	3	排出重心に最も近い。	48
二戸市-01	○	地形は建設に適している。	○	漁業権、農業利用あり。	◎	影響度が小さい。	7.6	◎	いわてクリーンセンターと同等。	1.0	◎	3期	3	現状とほぼ同等。	91
八幡平市-03	○	地形は建設に適している。	◎	漁業権、農業利用なし。	◎	影響度が小さい。	2.8	◎	いわてクリーンセンターと同等。	0.9	○	2期	3	現状より排出重心に近い。	61
奥州市-02	◎	地形は建設に適している。地盤も安定している。	○	漁業権、農業利用あり。	○	影響度が大きい。	12.9	◎	いわてクリーンセンターと同等。	1.0	○	2期	2	現状とほぼ同等。	90
奥州市-03	○	地形は建設に適している。	◎	漁業権、農業利用あり。(他の放流方法も確保し得る。)	◎	影響度が小さい。	3.7	◎	いわてクリーンセンターと同等。	0.9	○	2期	3	現状とほぼ同等。	84
奥州市-04	◎	地形は建設に適している。地盤も安定している。	○	漁業権なし、農業利用あり。	○	影響度が大きい。	24.9	◎	いわてクリーンセンターと同等。	1.0	○	2期	2	現状とほぼ同等。	97
一戸町-01	○	地形は建設に適している。	◎	漁業権、農業利用あり。(他の放流方法も確保し得る。)	○	影響度が大きい。	18.5	◎	いわてクリーンセンターと同等。	1.0	○	2期	2	現状とほぼ同等。	98
一戸町-02	○	地形は建設に適している。	○	漁業権、農業利用あり。	○	影響度が大きい。	16.2	◎	いわてクリーンセンターと同等。	1.1	○	2期	1	現状とほぼ同等。	92
雫石町-06	×	地盤が脆弱で、河川水量が多いため建設には不適	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 建設費と維持管理は概算であり、今後の地盤調査や基本設計等によって増減する。なお、土地取得費等は含まれていない。

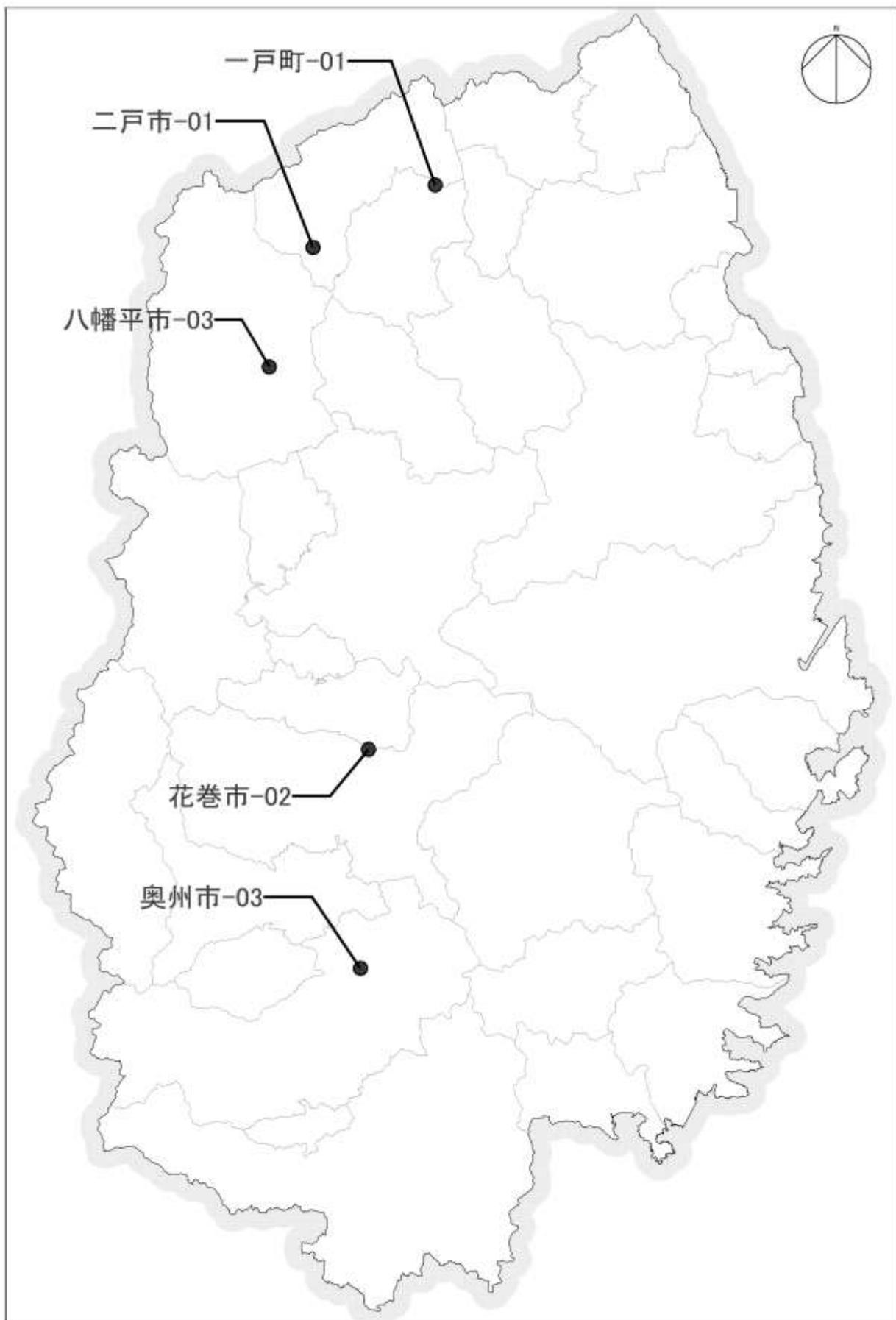


図 2 - 4 - 1 整備候補地選定結果位置図

第3章 整備候補地の概要

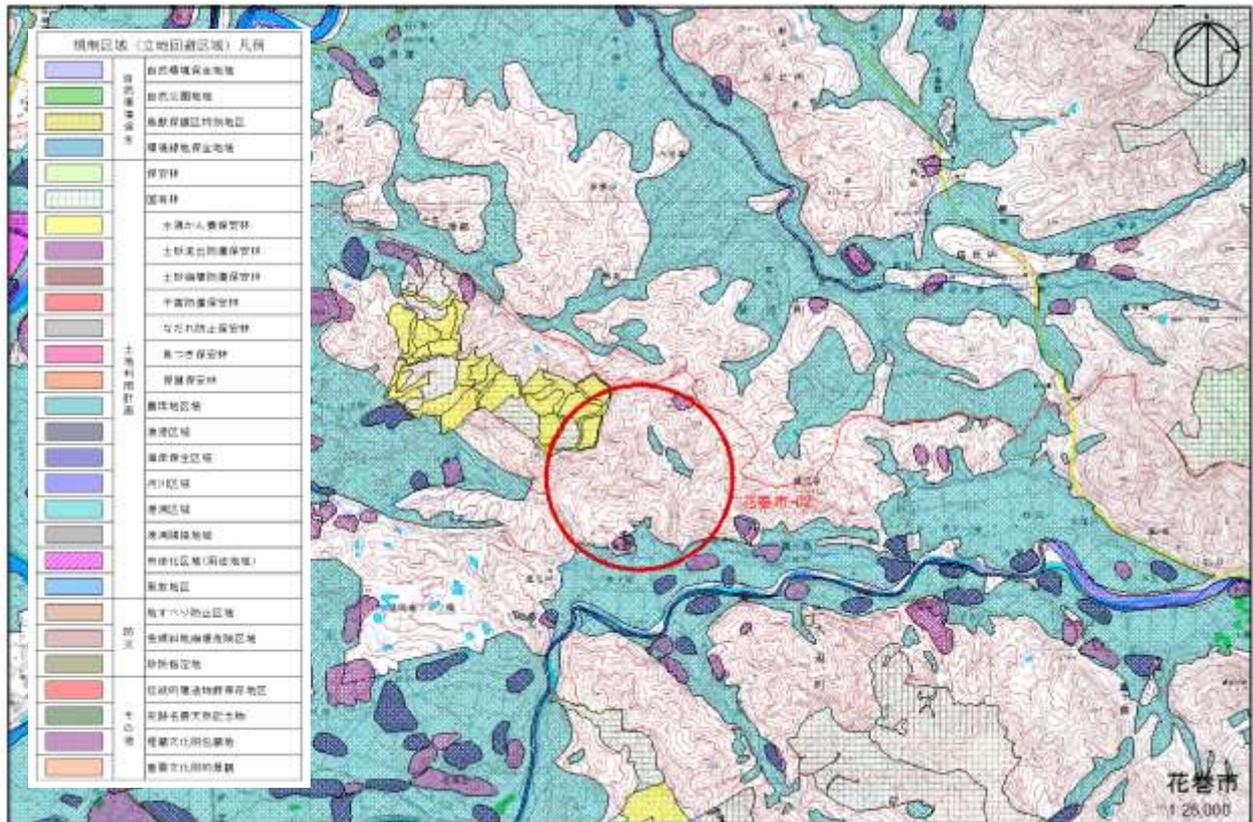
当委員会は、次期産業廃棄物最終処分場の整備候補地を選定するために、以下のとおり審議を行った。

表3-1 委員会での審議内容

委員会	開催日時	内容
第1回	平成25年7月19日	・ 全県からの抽出条件を決定
第2回	平成25年9月26日	・ 115カ所(26市町村)の調査対象地を選定 ・ 2次選定条件の決定
第3回	平成25年12月26日	・ 39カ所(15市町村)の調査対象地を選定 ・ 3次選定条件の決定
第4回	平成26年5月13日	・ 10カ所(6市町)の調査対象地を選定 ・ 4次選定条件の決定
第5回	平成26年8月4日	・ 5カ所(5市町)の整備候補地を選定

その結果、客観的指標や情報をもとに、最終的に次の5カ所を整備候補地として選定した。それぞれの整備候補地の概要を p35～39 に示す。

花巻市-02（大迫町亀ヶ森）



<所在地>

花巻市大迫町亀ヶ森

<概要>

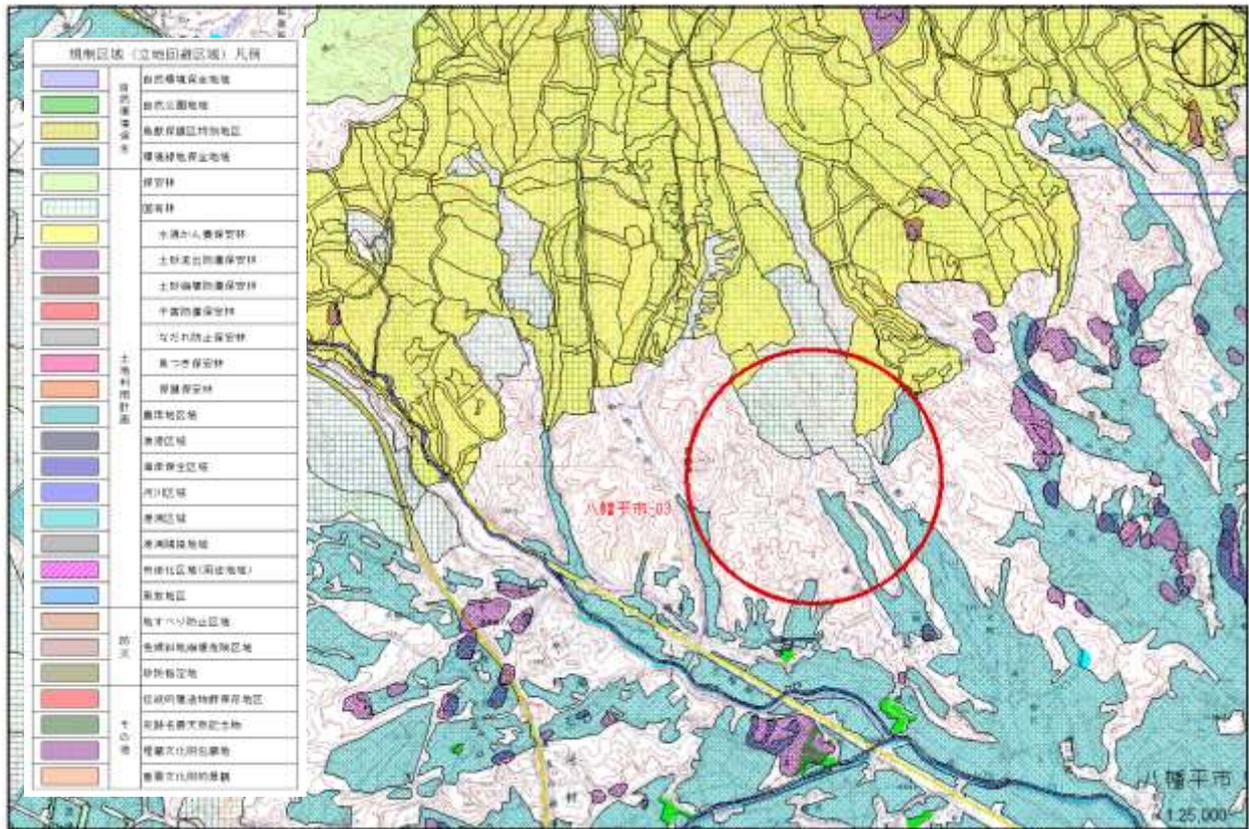
花巻市大迫町亀ヶ森地区の赤梅山東側の30haのなだらかな沢地である。

放流先河川は稗貫川で、漁業権が設定されており、また、3団体ほどが農業用水に利用している。

排出重心までの距離は48kmである。

取付道を0.7km新設する必要がある。

八幡平市-03（平館）



<所在地>

八幡平市平館

<概要>

八幡平市平館地区の薬師森東側の39haの平坦な土地である。

放流先河川は赤川で、漁業権は設定されておらず、また、農業用水にも利用されていない。

排出重心までの距離は61kmである。

取付道を0.5km新設する必要がある。

第4章 資料編

資料1 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 本県における循環型社会の形成を推進する公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備候補地の選定等を行うため、平成25年3月に策定した「産業廃棄物最終処分場整備基本方針」に基づき、公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌し、知事に提言する。

- (1) 公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備候補地の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、岩手県環境生活部長が委嘱する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成26年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(代理出席)

第6条 第3条に規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員は、委員長の許可を受けて委員以外の者を出席させることができる。

- 2 前項により許可を受けた代理出席者は、委員会において委員と同一の権限を有する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、議長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときには、委員会の会議に関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、検討の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利利益を害するおそれがあるもの及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを、他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、岩手県環境生活部資源循環推進課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

資料2 産業廃棄物最終処分場整備基本方針（平成25年3月策定）の概要

背景

- 自県（圏）内処理や循環型社会構築のために3条例を制定
- モデル施設の「いわてクリーンセンター」を公共関与により整備
- 県内の産業廃棄物管理型最終処分は実質的に「いわてクリーンセンター」のみ
- 東日本大震災津波による災害廃棄物や放射能の影響等で埋立期間が4年程短縮

必要性

- 産業廃棄物の適正処理の推進
- 県内経済産業の振興に寄与
- 災害廃棄物等、その性質や発生量により市町村では処理が困難な廃棄物の最後の受け皿



最終処分場整備の進め方

①埋立容量

- 平成32年度時点での埋立予測量：4万4千トン
- 1期15年とした場合の必要容量：66万立方メートル
- ※災害や経済状況の変化に対応（拡張の必要性）
⇒2期、可能であれば3期分の建設が可能な用地の確保が必要

②候補地選定範囲

- 全県を対象

③候補地選定方法

- 外部有識者による委員会により選定

④付帯設備

- 焼却施設等の付帯施設の整備は、現状では不要
- 将来需要を想定し、用地を確保

⑤運営主体

- 事業方式は、公共関与を前提として検討のうえ早急に決定
- 運営主体もなるべく早期に確定

熊本県資料

熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会について

県では、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の建設候補地について検討するため、平成15年7月1日に「熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会」を設置して、検討を進めてきました。

検討会は、学識経験者、関係団体、行政等の15人で構成し、この検討会の中に、学識経験者で構成する専門家会議を設置しました。

平成16年2月9日に、この検討会から8箇所の候補地が知事に提言されています。

1 検討会の経緯

平成15年	7月17日	第1回建設候補地検討会
	〃	第1回専門家会議
平成15年	7月31日	第2回専門家会議
平成15年	8月4日	第2回建設候補地検討会
平成15年	9月1日	第3回建設候補地検討会
平成15年	11月6日	第4回建設候補地検討会
平成15年	12月26日	第5回建設候補地検討会
平成16年	1月13日 ～15日	建設候補地検討会による現地踏査
平成16年	1月19日	県議会産業廃棄物対策特別委員会との 意見交換会
平成16年	2月5日	第6回建設候補地検討会
平成16年	2月9日	建設候補地検討会から知事へ提言

2 審議状況

(1) 第1～3回建設候補地検討会

法令上の規制や管理型最終処分場の立地が難しいと思われる地域（活断層、水源等）を割り出し、これらの地域以外から、最終処分場に適した地形を候補地として抽出するとともに、土地所有者等の情報に基づく候補地を抽出。（県下全域で134箇所を抽出）

(2) 第4回建設候補地検討会

上記134箇所の候補地について、法規制や技術的問題、現実的問題として処分場建設が困難と考えられる項目（流域の位置関係、住宅からの距離等）により評価し、42箇所に絞り込む。

(3) 第5回建設候補地検討会

上記42箇所の候補地について、立地特性（土地利用状況等）、安全性（急傾斜地崩壊危険箇所等）、環境特性等の観点から評価を行い、14箇所の候補地に絞り込み、現地踏査を行うことを決定。

(4) 第6回建設候補地検討会

上記14箇所の候補地について、現地踏査及び県議会産業廃棄物対策特別委員会との意見交換会を踏まえ、経済性を含む総合的な評価を行い、最終候補地として8箇所を選定。

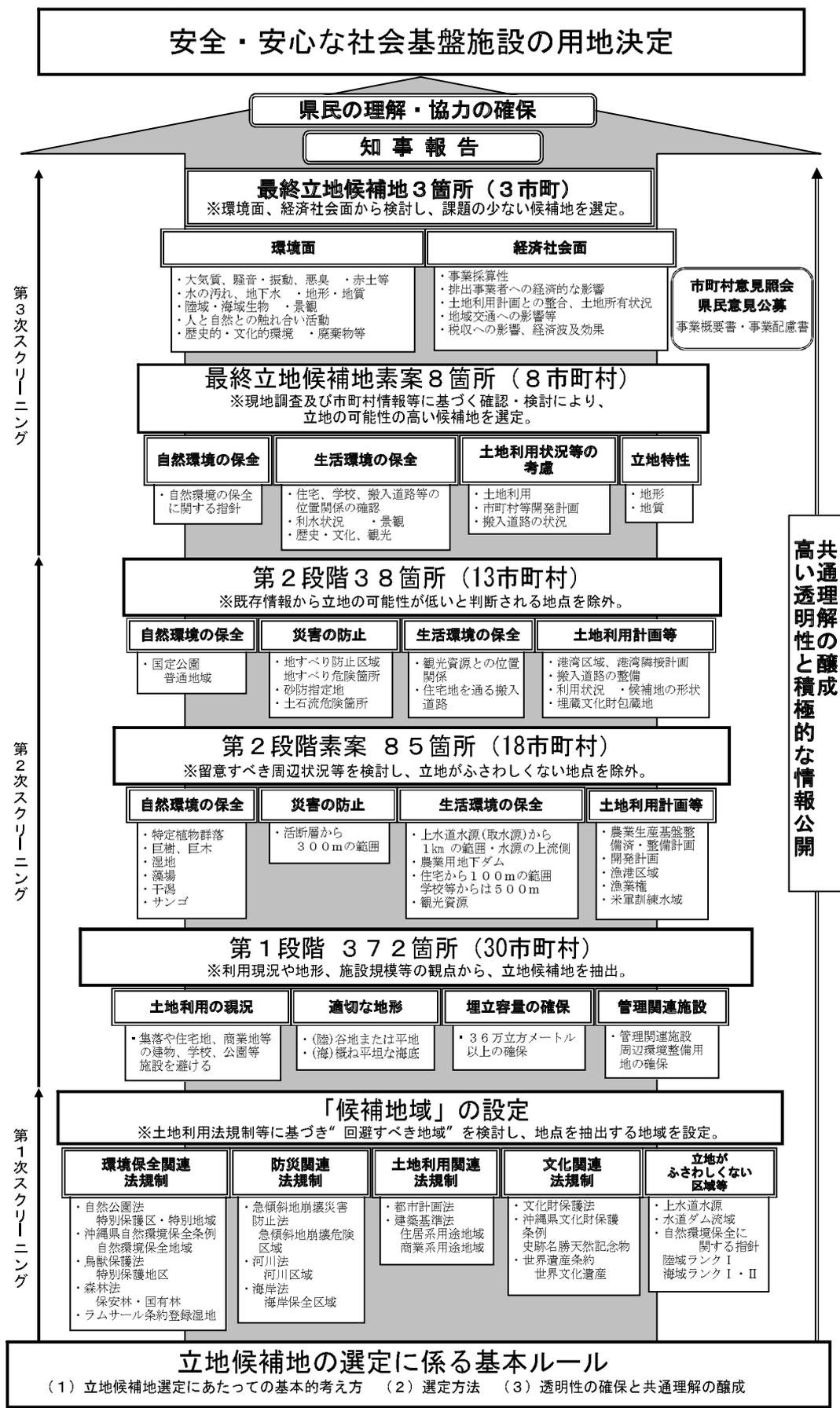
3 提言内容

公共関与による管理型最終処分場の建設候補地

市町村名	大字名
本渡市	宮地岳町
菊池市	原
菊水町	久米野
三加和町	大田黒
南関町	下坂下
錦町	木上
多良木町	多良木
苓北町	志岐

沖縄県資料

(公共関与による産業廃棄物最終処分場の立地候補地選定の流れ)



公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の立地候補地 公募要領

1 公募の趣旨

本県では、産業廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全と健全な経済産業活動を支えるため、民間の排出事業者責任と公共が政策的に関与するという基本的な考え方の下、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場（以下「公共関与事業」という。）の整備に向けて検討を進めているところです。

本年度は、学識経験者や県内各界代表者等で構成する「公共関与事業推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置したところであり、公共関与事業の立地候補地については、立地候補地の選定に係る基本ルールに基づき、客観的かつ透明性の高い検討により、立地候補地として数箇所を選定していくこととしています。

県においては、県民の皆様から広く土地情報を御提供いただくことを目的に、立地候補地を公募するものです。

2 安全・安心な産業廃棄物最終処分場の確保に向けて

県土の生活環境の保全と健全な経済産業活動を支える基盤施設として、持続的な経済社会の発展と循環型社会の形成に寄与しつつ、地域に受け入れられる安全・安心なモデルとなる廃棄物処理施設として、周辺地域との協調と地域社会へ貢献する産業廃棄物最終処分場の確保を目指しています。（参考として、イメージ図を末尾に掲載しています。）

3 応募対象

公共関与事業の立地候補地として、概ね5ヘクタール以上の区域（沖縄本島内に限る。）とします。

4 応募資格および方法

資格：応募対象に合致する土地の所有者とします。

（土地所有者については、個人・法人等を問いません。また、応募の土地に所有者が複数いる場合は、代表者が応募を行うものとします。）

方法：別添の応募用紙に必要事項を記入の上、沖縄県文化環境部環境整備課あて1部提出して下さい。

応募先： 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県文化環境部環境整備課 あて

5 公募の期間： 平成17年8月1日～平成18年2月28日までの7ヶ月間
公募期間中、応募は随時受け付けし、応募のあった土地から、順次検討を開始します。

6 応募があった立地候補地の取り扱いについて

応募のあった土地及びその周辺について調査を行った後、「立地候補地の選定に係る基本ルール」に基づき推進会議で検討を行い、処分場立地場所として評価が得られれば立地候補地として選定させていただきます。

7 処分場周辺環境整備等事業について

公共関与事業の整備にあたっては、安全で地域に信頼される処分場を整備することはもとより、処分場が立地される周辺地域との協調や地域社会へ貢献するよう、産業廃棄物処理特定施設整備法に基づく「特定施設」への支援措置を活用しながら、処分場の周辺環境整備について検討することとしております。

具体的な処分場周辺環境整備等事業の内容については、立地候補地として選定された後に、地域の皆様と調整・相談しながら進めていくこととなります。

8 その他

- (1) 応募に係る個人情報については、公表しません。
- (2) 御提出いただいた応募書については、その写しを県より応募の土地の所在する市町村の廃棄物行政担当課あて送付させていただきます。

9 問い合わせ先

御質問については、下記にお問い合わせ下さい。

連絡先： 沖縄県文化環境部環境整備課企画管理班 公共関与事業担当

TEL 098-866-2231 FAX 098-866-2235

E-mail : aa035009@pref.okinawa.jp

(様式)

<h1>応 募 書</h1>			
年 月 日			
沖縄県文化環境部環境整備課 あて			
公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の立地候補地について、 以下のとおり応募します。			
応募者欄 (応募の土地に 所有者が複数 いる場合は、 代表者が記入)	住 所		
	氏 名		
	電 話		F A X
土地の概要等	字地番等		
	概算面積		
	土地の所有者	※ 応募の土地に所有者が複数いる場合は、代表者以外の土地所有者の氏名等について、別紙様式に記入して下さい。	
	(略図及び土地の状況等) ※ 記入欄に収まらない場合、別紙としても結構です。		
備 考			

(留意事項)

- ※ 土地の所有を確認できる書類（登記簿謄本等）を添付して下さい。
- ※ 応募の土地に所有者が複数いる場合は、土地所有者の全員が応募に同意していることが条件となります。
- ※ 応募書の内容等について、後日、県より確認させていただくこととしております。

